

第9章 個人・世帯への支援

1 市民等への支援

(1) 市税の特例措置

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルスにより、令和2年2月以降に収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税義務者に対し、国税の取扱いに準じ、徴収の猶予制度の特例を設けた。

◆ 取組内容

項目	対象	適用期間	要件・内容	評価(実績・件数等)
市税等の徴収猶予の特例制度	市税全般(令和2年2月1日～令和3年2月1日に納期限到来の市税)	令和元年度～令和2年度	- 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年度同期に比べ概ね20%以上減少している者 - 一時的に納付し又は納付を行うことが困難である者 (上記のいずれも満たす納税義務者・特別徴収義務者(個人法人、規模問わず))	116,853千円 (202件)
市税における猶予制度(既存制度)	市税全般	令和3年2月以降	- 事業を廃止・休止した者、事業につき著しい損失を受けた者等が、収支の状況に応じて猶予期間内に納付可能 - 猶予期間における滞納処分[※]の猶予・解除 - 猶予期間における延滞金の全部又は一部免除	- 徴収猶予 653千円、19件 - 換価の猶予 0円、0件 ※上記は令和3年2月～令和5年5月までの実績

◆ 成果

国の対応に準じた対応のため特になし

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

既存の制度や法律を準用する形での対応が多いと思われるので、国や県の動向についてアンテナを高くしておく必要がある。また、上記の猶予制度等は平常時に適用することがなく経験も知識の蓄積が乏しくなるが、いざという時のために既存の制度を十分に理解しておく必要がある。

(2) 特別定額給付金事業

◆ 背景及び課題

○事業の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型コロナウイルス等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

○事業の実施主体と経費負担

- 実施主体は飯田市
- 実施に要する経費(給付事業費及び事務費)については、国が補助(補助率10/10)

○事業の根拠法令

(国)特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱

(国)特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱

◆ 取組内容

給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

○給付額

給付対象者1人につき10万円

○市の申請方法

- ①先行申請：急ぎの方向けに4月30日より手書き申請書（市ホームページよりダウンロード、市民課・各自治振興センターに配置）による先行申請を受け付けた。5月連休中は本庁舎に特設受付窓口を開設。
- ②オンライン申請：5月7日からマイナンバーカードによるオンライン申請を受け付けた。
- ③通常申請：5月下旬に氏名等が記載された申請書を世帯主に送付し、世帯主が郵送で申請を行う通常申請を6月1日から受け付け、申請締切日を8月31日とした。

○市の（延長後の）申請期限

当初、8月31日としていたが、飯田市に災害救助法が適用されたため期限を2か月延長し、令和2年10月30日とした。

◆ 成果

○市の給付対象者（受給権者）

給付対象者数 100,117 人 (A)
給付対象世帯数 40,128 世帯(=受給権者数) (B)

○市の促進対策

民生児童委員、介護ケアマネ等に未申請者の情報等を提供し、申請促進の協力を依頼3回、7月中旬、9月中旬に実施

未申請者促進通知の発送 3回

○市の受付・給付体制

正規職員 5月1日から9月30日 2人配置
会計年度任用職員 5月1日から9月30日 7人配置
10月1日から10月31日 4人配置

随時、庁内より動員を募り、発送・開封・入力作業にあたった。

○市の給付状況

給付済み人数 99,973 人 (C) ((C)/(A)=99.9%)
給付済み世帯数 40,012 世帯(=受給済み受給権者数) (D) ((D)/(B)=99.7%)
給付済み金額 9,997,300 千円
申請(=給付済み)内訳

項目	世帯数(世帯)	人数(人)	割合
先行申請	5,959	15,509	15.5%
オンライン申請	549	1,396	1.4%
通常申請	33,504	83,068	83.1%

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

○申請書発送日、支払日決定までの経過（参考資料）

- ・国の要綱に従い、二重払いなどの誤りのない対応や、飯田市だけで3カ月間で4万世帯に100億円の大量支払を可能するために、短時間で関係機関（電算、八十二銀行、飯田郵便局など）と計画した。

○申請書発送について

- ・4月30日 手書き申請書先行申請受付日
- ・通常申請用紙を発送するまでには時間を要するため、生活にお困りの方などの急ぎの方向けに4月30日から手書き申請書による先行申請受付を開始することにした。
- ・5月連休中も特設窓口設置により受付対応実施
(窓口受付対応 5/2から5/6まで 524世帯、1,284人)
- ・その後、本庁や15自治振興センターでの窓口申請や郵送による申請受付を実施。

○電算との協議（システム、通常申請書の印刷、封筒作成、封入封緘作業）

- ・5月7日から給付金システムのリリースが開始
- ・様式などを順次確認し、封入封緘作業は申請書の印刷、封筒の作成等に時間を要するため、最速で5月下旬の納品となるとの計画だった。結果、5月29日に納品となり、納品後、死亡者や転出者などを市で抜き取り作業を実施、通常申請書発送の準備を完了した。

○飯田郵便局との協議（集荷、発送）

- ・通常申請書の集荷について、29日16時30分までに龍江（2,837世帯）遠山分（860世帯）を、31日に飯田分（36,407世帯、転出者分含む）を差し出すこととした。
- ・龍江、遠山分：6/1配達開始、6/3完了予定。飯田分：6/2配達開始、6/4完了予定。

○八十二銀行との協議（支払） 第1回支払日 5月20日

- ・国の要綱に基づき口座振替の伝送処理を基本とすることで計画
- ・八十二銀行と6回の打ち合わせ（電話4回、会議2回）
- ・飯田市で3カ月、4万世帯、100億円の大量支払が発生することから、全国銀行協議会フォーマットにより支払いをすることや振込エラー時の対応などを協議。委託者コード設定に時間を要した。
- ・5月13日に伝送テストを実施
- ・第1回目振込みを5月22日の予定で進めたが、5月20日に早めることができた。
- ・5月20日第1回支払日
起票日 5/18 4801人分 480,100千円 （ただし、エラー7人分があり別途対応）
- ・以降第26回までの口座振替処理を実施（別紙参照）

○その他（将来へのアドバイス）

- ・給付金事業における庁内体制の確立が必要。全市民に対する給付金等の支給業務について過去にも市民課が対応してきたが、事業の目的や対象者、他支援事業等との関係や関連性を整理し、専門部署の設置について検討する必要がある。
- ・他の市町村との給付状況の比較がされる中で、数字に踊らされ業務進行管理が疎かにならないように、スケジュールに従い業務を行っていく事が大切である。
- ・費用対効果や通常業務とのスケジュールを調整する中で、アウトソーシングも検討する必要がある。

（3）飯田市新生児育児応援支援金給付事業

◆ 背景及び課題

○事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、子どもが生まれた世帯の出産又は育児への心理的負担を緩和し、地域にとっても大切な子どもの健やかな成長を応援するために経済的な支援を行う。

○事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は飯田市
- ・実施に要する経費については、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として市（企画課とりまとめ）が国に要求する

○事業の根拠法令

- ・飯田市新生児育児応援支援金交付事業実施要綱（令和2年8月21日施行 飯田市告示第115号）

◆ 取組内容

○交付対象者及び受給権者

- ・交付対象者は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた者で、出生後最初の住民としての登録が本市でなされ、かつ、申請時において引き続き本市の住民として登録されているもの。
- ・受給権者は、申請時において交付対象者の属する世帯の世帯主

○支援金の交付額

交付対象者1人につき 5万円

○申請方法

- ・受給権者に対し、市が申請書を送付する。
- ・受給権者は、郵送申請方式あるいは窓口申請方式により、申請書を提出する。なお、申請の際の添付書類は、定額給付金で提出済の者は不要とした。

○交付申請受付期間

令和2年9月1日から令和3年4月30日まで

◆ 成果

○繰越明許予算について

申請期限は令和3年4月30日までであるため、令和3年度予算対応は次のとおり

- ・令和3年度当初予算 200千円 4/1生まれ分を見込んで計上
- ・令和3年度への繰越明許予算 3,000千円 3/31まで生まれ分60人分を見込んで計上

○交付対象者及び交付世帯数（＝受給権者）

令和3年5月25日現在

- ・交付対象者数 633人 (E)
- ・交付世帯数 625世帯（＝受給権者数） (F)

○給付状況

令和3年5月25日現在

- ・給付済人数 633人 (G) $((G)/(E)=100.0\%)$
- ・給付済み世帯数 625世帯（＝受給済み受給権者数） (H) $((H)/(F)=100.0\%)$

○給付済み金額 31,650千円

- 内訳
- ・令和2年度予算で執行分 29,250千円
 - ・令和3年度当初予算（4/1生まれ分） 100千円
 - ・令和2年度から3年度への繰越明許費で執行分 2,300千円

○受付・給付体制

正規職員（特別定額給付金担当） 9月30日まで2人配置

（市民課職員）

10月1日から担当職員不在で市民課職員が兼務で実施

会計年度任用職員

9月30日まで7人配置

10月1日から10月31日まで4人配置

10月31日から2月28日まで1人（兼務）

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

○促進対策

- ・勧奨通知発送 4月22日 12人分発送
- ・電話などによる促進対策を随時実施

○その他（将来へのアドバイス）

- ・特別定額給付金事業を補完する事業として市独自に実施したが、特別定額給付金事業と同様に、事業の目的や対象者、他支援事業等との関係や関連性を整理し、専門部署による業務展開も検討する必要がある。
- ・費用対効果や通常業務とのスケジュールを調整する中で、アウトソーシングも検討する必要がある。

（４）飯田市新型コロナウイルス感染症検査費用及び帰省費用補助事業

◆ 背景及び課題

飯田市出身で飯田市及び下伊那郡の地域外（以下「地域外」という。）に居住している学生は、コロナ禍において不安な日々を過ごしながら学業に励んでいるが、年末年始の飯田への帰省をためらう者も多い。

そこで、学業に励んでいる学生の皆さんが年末年始に安心して帰省できるよう、新型コロナウイルス感染症の検査費用と帰省費用の一部を補助する。

◆ 取組内容

学業に励んでいる学生の皆さんが年末年始に安心して帰省できるよう、新型コロナウイルス感染症の検査費用と帰省費用の一部を補助する。

対象者は、社会人学生を除く飯田下伊那地域外に住んでいる学生で、令和2年11月25日から令和3年1月31日まで、年末年始に帰省した学生に対して、PCR検査及び抗原定量検査、交通費に要した額の一部を補助する。

◆ 成果

帰省前及び帰省後に検査を受けた学生680人から申請があり、補助金交付額は全部で10,620,304円だった。帰省前に陽性者1人の報告があると同時に、検査をされた学生及びご家族が安心して顔を合わせる機会を提供できた。

ご家族からはこういう支援がありがたいという声をいただいたが、学生本人からは、家族に迷惑をかけられないので帰省を諦めるといった声も多かった。

一方で、陽性者に対する風当たりが強かった状況により、検査支援をすることで、陽性者をあぶり出すことにもなりかねないため、即刻やめるべきだという反対のご意見も市民から寄せられた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

進学を機に当地域を離れる若者が大勢いることから、一人暮らしをする学生にとっては安心して帰省できる機会を提供することができたと思うが、学生の家族を含む地域側の意識が低い状況であることと、高齢の方が多くいらっしゃる状況を踏まえると、一時的な事業に留まってしまったと感じている。

学生から届いた御礼のメールやクレームが多い中でも明るく前向きにクリアしていこうという課内の雰囲気づくり、そして、正解がある事業ではないので、やってみて改善点が見つかれば、フレキシブルに対応していくというマインドで臨むことが大事。

（5）受験生新型コロナウイルス感染症検査支援事業

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、進学に向けて勉強に励んできた受験生を対象に、受験生の皆さんが、安心して受験にのぞめるよう、また地域における感染予防のため、新型コロナウイルス感染症の検査費用の一部を補助する。

◆ 取組内容

対象者は受験生で、事業期間は令和3年2月5日から令和3年3月31日までで、PCR検査又は抗原定量検査の一部を、一人2回まで補助する。

◆ 成果

補助金交付者数は、全部で55人、交付額は413,260円。

簡易検査キットが市販され始めたことにより、本事業の必要性が低くなってきたことを感じた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

帰省時の同様の検査補助と間違えて申請や問い合わせをいただくことが多かったため、今実施している事業が、検査補助の第何弾の事業なのかを分かりやすい形でアナウンスできると良かった。

（6）飯田市高等教育機関新型コロナウイルス感染症対策支援事業

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が拡大しており、東京都他3府県に3度目の緊急事態宣言が発令され、愛知県他7県においてもまん延防止等重点措置の適用対象地域となるなど、今まで以上に警戒が必要な状況が続いている。

そこで、このような人の往来が増える入学や帰省等の機会や、驚異的な変異株の感染力を踏まえ、市内の高等教育機関において、新型コロナの感染防止対策を講じることにより、感染（拡大）を防ぐ（クラスターを発生させない）ことを目的とする。市内の高等教育機関においては、当地域にとって専門性の高い人材の育成、輩出、定着に多大な貢献をしており、感染症のまん延により授業の停滞、ひいては資格取得や就職に支障が生じないようにする。

◆ 取組内容

令和3年度事業として、市内に存する高等教育機関（学校教育法に定める私立学校である短期大学及び専修学校）に対して、新型コロナの感染防止対策の実施に要した経費を補助する。補助対象経費については、高等教育機関の学生に対する新型コロナの感染確認検査に係るものとし、それ以外の感染防止対策に係る経費については、補助対象者との協議により、市長が適当であると認めたものとする。

具体例としては、学校法人高松学園飯田女子短期大（現飯田短期大学）が、県外の新入生及び在学学生が行う新型コロナウイルス感染症の感染確認検査について、その費用の一部を負担したことに対する補助を行った。

◆ 成果

学校法人高松学園飯田女子短期大（現飯田短期大学）が、県外の新入生及び在学学生が行う新型コロナウイルス感染症の感染確認検査について、その費用の一部を負担したことに対する補助を行った。

補助金交付者数は、学校法人高松学園 飯田女子短期大学（現飯田短期大学）1校のみで、交付額は21,410円。

地元の高等教育機関である短期大学に通う学生に対する支援を行いたいという学校側からの相談を受けて実施に向けた準備を進めてきたが、事業の実施途中から、簡易検査キットの配布や販売が進んだことから、実際の補助制度活用はほとんどなかった。

学校からは、実績は少なかったものの、このような緊急時における学生に対する支援策について、地元自治体に相談ができる関係性があることがありがたいとの声をいただいた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

地域内のニーズをしっかりと受け止めて、必要な支援制度として設計していく必要がある。

（7）特別定額給付金事業にかかる多言語による申請書郵送の告知

◆ 背景及び課題

外国人住民の給付金申請を促すため。

◆ 取組内容

日本語による申請書が各世帯に届く頃に、多言語（中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語）にて、給付金申請である旨を伝えるはがきを外国人住民全世帯に郵送した。

◆ 成果

どこまで当該案内が役に立ったかは検証できていないが、飯田市役所本庁舎1階にある外国語相談窓口を利用し、内容を確認する外国人住民が増えたことから一定の成果があったと考える。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

給付金事業は市民にとって非常に関心の高い支援であった。

多言語での申請書類を作成することは困難であったため、申請書郵送と同時に案内はがきを送ることが精一杯であった。

外国人住民のコミュニティにおいて、情報共有されている様子でもある。

紙面での情報提供の他、実際に母国語で説明を受けることで、理解も深まると考える。

（8）ムトス飯田助成事業におけるコロナ対策

◆ 背景及び課題

助成申請において、コロナ対策のための消耗品等の申請が増えており、必要な活動費が圧迫される懸念があった。そのため、助成金の上限額を増やすのではなく、コロナ対策費として位置づけ、対策費分を増額した。

◆ 取組内容

通常の助成事業（上限30万円）に加え、コロナ対策費として上限5万円を増額した。

令和3年度募集分（年に1回募集）、令和4年度募集分（年に4回募集）に、コロナ対策費助成を実施。

コロナ対策に必要な経費のため、該当する対象に対し全額補助を行った。

対象：消毒用品やマスクなどの消耗品、ウェブ環境の整備、空気清浄機等
令和4年度後半の募集では、コロナ対策費の利用が減ってきたこともあり、令和5年度の募集（令和5年度6月募集以降）からは、コロナ対策費の助成は廃止した。

◆ 成果

ほとんどの助成事業で、コロナ対策費の申請があった。
ズーム会議に切り替えた活動団体もあり、ネット環境の整備費の申請も増えた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

最低限必要なコロナ対策用の消耗品に対しての助成は必要と考える。
ズームのためのネット環境整備は、コロナ禍が落ち着いた後も、申請団体の所有管理対象物となり、通常業務で使用するための申請も見受けられたため、助成対象としてよいかは慎重な議論が必要。

空気清浄機についても、申請団体の所有管理対象となるため、通常の助成事業（上限30万円）の中で申請するなど、慎重な議論が必要。

（9）市民相談支援

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯を支援する必要があった。

◆ 取組内容

福祉事務所の相談体制を強化し、生活困窮者等の相談を実施した。
ゴールデンウィーク中に窓口を開設し電話による相談と予約による面接相談を実施した。

◆ 成果

相談を通じて支援に繋げた

年度	面接相談延べ件数	生活保護申請件数	生活保護開始件数
2	505	69	56
3	382	48	40
4	322	44	41

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

生活相談の経験と知識を持った人員の確保が課題。

（10）生活困難者に対する支援（給付）

ア 住宅確保給付金の支給

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金の支給対象を拡大した。

◆ 取組内容

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給。

受付期間は令和2年4月から令和5年3月まで

収入要件：申請月の世帯収入額が収入基準額（基準額（市民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃上限額）以下であること

資産要件：世帯の資産額（金融資産）の合計額が資産基準額（基準額×6（ただし100万円を超えない額））以下であること

その他要件：有 支給期間：原則3か月（最長9か月まで）

◆ 成果

年度	延べ給付件数	給付金額（千円）
2	213	6,193
3	174	5,552
4	316	9,082
5	15	400

コロナ渦において、個人の意思に関わらず、雇用主等勤務日数や勤務時間が減少した場合にも対象となったことから、生活支援に繋がった。対象者は住居確保給付金という住まいに関する課題だけではなく、さまざまな課題を抱えていることが少なくなかったことから対象者に寄り添った対応ができた。事務手続きが簡略化されたことよりスムーズな支援に繋がった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

住居確保給付金の相談・受付業務等の窓口である飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）と、支給審査・支給決定等の支給事務の飯田市との連携強化をより一層図っていく。生活困窮者自立支援制度の広報や周知と、アウトリーチが重要である。

イ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了したなど、さらなる貸付を利用できない世帯に対し、給付金を支給することにより、新たな就労による自立又はそれが困難な場合には円滑な生活保護への受給につなげる必要があった。

◆ 取組内容

○対象者

総合支援資金の再貸付が終了した世帯、再貸付が不承認になった世帯など特例貸付が利用できない世帯で、以下の要件を満たす世帯

ア 収入 ①市町村民税均等割り非課税となる金額の1/12+②住宅扶助基準額 以下
（単身世帯：約10.9万円、2人世帯：約15.3万円、3人世帯：約18.1万円）

イ 資産 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円が上限）
（単身世帯：46.8万円、2人世帯：69万円、3人世帯：84万円）

ウ 求職等 ハローワークでの相談、企業への応募・面接等、又は生活保護の申請

○支給額

単身世帯：18万円（6万円×3月）、2人世帯：24万円（8万円×3月）、3人以上世帯：30万円（10万円×3月）

◆ 成果

年度	申請件数	事業費（千円）
3	57	9,300
4	90	23,100

・貸付と違い、返さなくてもよいという制度から、生活の支援に繋がった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

・新型コロナウイルスの影響で拡大された貸付が終了した際の支援が必要。

ウ 住民税非課税世帯へのプレミアム商品券の配布

◆ 背景及び課題

収入が不安定になるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯の方への支援が早急に必要となり、また、消費の落ち込みの回復のためプレミアム商品券による消費喚起を図った。低所得者の生活の支援及び地域の個人消費の喚起を図ることを目的に実施した。

◆ 取組内容

商業・市街地活性課と福祉課の協働事業として実施。

住民税非課税世帯を対象に「飯田市地域支え合いプレミアム商品券」5,000円分を送付長野県の「地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金」を活用

◆ 成果

住民税非課税世帯 配布実績：8,434世帯

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

短期間での実施であったが、大きな問題もなく実施することができた。

エ 住民税非課税世帯へのお買い物商品券の追加配布

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収入減少や灯油価格等の高騰による生活への影響を緩和するための支援が必要であった。

◆ 取組内容

住民税非課税世帯に対し、お買い物商品券（1冊3,000円）の追加配布

◆ 成果

住民税非課税世帯 追加配布：8,162世帯

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

低所得者の生活支援、地域の個人消費の喚起を図ること及び灯油価格等の高騰による生活への影響の緩和を目的に住民税非課税世帯へ商品券の配布を行ったが、給付対象外となった世帯からや商品券の金額に対する苦情には丁寧な説明が必要であった。

オ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付による生活支援

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、困難に直面した方を対象に生活と暮らしを支援した。

◆ 取組内容

住民税非課税世帯に対して1世帯10万円の臨時特別給付金を給付

◆ 成果

住民税非課税世帯 給付実績：6,624世帯

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

国や県の動向を踏まえて、対応していく必要がある。

カ 感染症自宅療養者及び濃厚接触者への買い物支援

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルスの感染拡大が顕著化し、感染者や濃厚接触者が自宅療養する中で、県の支援物資が届くまでの間の生活の維持が困難な方、買い物ができず不便をしている方が見受けられました。そこで、在宅生活を維持し、生活を守る支援が必要となった。

◆ 取組内容

令和4年1月から令和5年3月31日まで実施

市独自の対策として、飯田保健所と協働し自宅待機を余儀なくされている方の困りごとの相談窓口を設置、在宅生活を維持し守るための生活支援を実施した。

食料品や生活必需品などを購入し自宅にお届けする買い物の支援と、緊急的な支援として食料支援を行った。買いものはNPO法人に委託し、商品購入代金は在宅療養者の負担とし、食糧支援は災害備蓄品（アルファ化米など）を支給した。

◆ 成果

緊急的な食糧支援 52件

食料品や生活必需品の買い物支援 31件

いずれの支援も、直接的に療養者に寄り添う支援として効果的だった。

- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
 買い物支援を受託した NPO 法人に、食料品等の購入代金の支払いが遅くれる方がいて、集金するのに手間がかかり NPO 法人に迷惑をかけてしまったので対策が必要。
 ガソリン価格が上がっている時期だったため、ガソリン代の算出について配慮が必要。
- キ 生活応援給付金の給付による生活支援
 - ◆ 背景及び課題
 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰により、生活困窮などのさまざまな困難に直面している世帯に、国や県の緊急支援給付金等に加え、市の生活応援給付金を給付し、生活・暮らしの維持を支援します。
 - ◆ 取組内容
 - ①住民税非課税世帯等（住民税課税者に世帯全員が扶養されている場合は除く）に対し、【国】電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金（1 世帯あたり 5 万円）の給付
 - ②住民税均等割のみ課税世帯等（住民税課税者に世帯全員が扶養されている場合は除く）に対し、【県】生活困窮世帯緊急支援金（1 世帯あたり 3 万円）の給付
 - ③住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の中で住民税課税者に世帯全員が扶養されている世帯に対し、【市】原油価格・物価高騰対策生活応援給付金（1 世帯あたり 1 万円）の給付
 - ◆ 成果
 - 【国】電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金 給付実績：7,552 世帯
 - 【県】生活困窮世帯緊急支援金 給付実績：2,039 世帯
 - 【市】原油価格・物価高騰対策生活応援給付金 給付実績：10,271 世帯
 - ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
 国や県の動向を踏まえ、対応していく必要がある。

(11) 手続きの簡素化

ア 障がい関連手当の手続き方法の変更

- ◆ 背景及び課題
 例年 7 月から 8 月にかけて、特別児童扶養手当、特別障害者手当の現況届のために、受給者が市役所窓口に来所していた。また、通年で再認定等の手続きのために市役所窓口に来所する受給者があるが、感染拡大防止のために来所せずに手続きを行う方法が求められていた。
- ◆ 取組内容
 令和 2 年 6 月から令和 4 年 3 月までの間、特別児童扶養手当、特別障害者手当の現況届等の手続き等を窓口持参から郵送に変更し、受給者への案内文に返信用封筒を同封した。
- ◆ 成果
 手当受給者の来所にかかる負担を軽減することができた。また、窓口での接触を少なくすることで感染拡大防止対策となった。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
 令和 4 年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布施行された。ICT などの情報通信技術を利用して、行政手続きの利便性を向上することが、感染症対策などにも有益と考えられる。

(12) 水道料金等の支払い猶予

◆ 背景及び課題

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたため、対応を行った。

◆ 取組内容

水道料金お客様センターを相談窓口とし、新型コロナウイルス感染拡大により上下水道料金の支払が困難な使用者の相談を受け、分割納付等、個別の対応を行った。また、必要に応じて福祉関連部局等を紹介した。

給水停止予告書発送時に、相談案内の文書を同封した。

相談者の状況により、支払期限を給水停止日までの約 40 日間猶予した。

相談者に対しては、機械的な給水停止を行わないよう配慮した。

猶予期間に発生する延滞金、遅延損害金は免除した。

◆ 成果

新型コロナウイルスの影響により上下水道料金の支払が困難な使用者の不安解消が図れた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

水道料金等の支払いは隔月で発生するため、猶予により使用者の負担が後々大きくなならないよう考慮した猶予期間とした。国から実施状況の調査が定期的にあった。

第 10 章 子育て支援

国からの要請で保育園等については、保護者が働いており、家に 1 人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染症対策の徹底を図りながら保育を実施するために必要なさまざまな支援を講じながら原則として開所した。ただし、感染予防に最大限配慮することが必要なため、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が拡大している場合、市の判断の下、臨時休園等の措置を講じた。

また、卒園式・入園式・運動会などの行事を行う場合、規模の縮小・短縮して行ったりするなど、感染予防に努めた。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、子育て世帯を支援する観点から、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている子育て世帯を対象に、臨時特別給付金を支給した。

新型コロナウイルスの影響で外出が制限されるなど、妊娠・出産・育児中の子育て世帯は、更に孤独な子育てを強いられることが予想されるため、電話等による子育て相談に加え、デジタル技術を活用したオンライン相談体制を構築した。

1 子育て世帯への支援

(1) 子育て世帯への各種給付金

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症による経済的影響、また新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰により、さまざまな困難を抱える子育て世帯に対する経済的支援が必要であった。

◆ 取組内容

ア 令和2年度（臨時特別給付金ほか）

○令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（国補助 10/10）

- ・支給対象者
令和2年4月分の児童手当（本則給付）受給者
- ・給付額
対象児童1人あたり 10,000 円
- ・給付実績
7,454 世帯（児童数：13,109 人）

○令和2年度児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金（市独自給付）

- ・支給対象者
令和2年5月分の児童扶養手当受給者
- ・給付額
対象児童1人あたり 20,000 円
- ・給付実績
777 世帯（児童数：1,220 人）

○令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金（国補助 10/10）

- ・支給対象者
児童扶養手当受給者
公的年金を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
コロナ感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方
- ・給付額
1世帯あたり 50,000 円、第2子以降1人につき 30,000 円を加算
家計急変者：1世帯 50,000 円を追加給付
- ・給付実績
1,730 世帯（児童数：2,706 人）（追加支給含む）

イ 令和3年度（生活支援特別給付金ほか）

○令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（国補助 10/10）

- ・支給対象者
令和3年4月分児童扶養手当受給者
公的年金を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
コロナ感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方
- ・給付額
対象児童1人あたり 50,000 円
- ・給付実績
838 世帯（児童数：1,297 人）

令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（国補助 10/10）

- ・支給対象者
18歳以下の児童の養育者であり、アもしくはイの条件に当てはまる方

ア 住民税（均等割）が非課税の方

イ コロナ感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税者と同水準の方

- ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 50,000 円
- ・ 給付実績
388 世帯（児童数：736 人）
- 令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金（国補助 10/10）
 - ・ 支給対象者
18 歳以下の児童を養育されている方（児童手当（本則給付）受給者）
 - ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 100,000 円
 - ・ 給付実績
8,568 世帯（児童数：15,249 人）
- 令和 3 年度子育て世帯への感染症特別支援金（市独自給付）
 - ・ 支給対象者
中学生以下の児童と同居し養育されている方
 - ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 10,000 円
 - ・ 給付実績
7,454 世帯（児童数：12,949 人）
- ウ 令和 4 年度（臨時特別給付金ほか）
- 令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（国補助 10/10）
 - ・ 支給対象者
令和 4 年 4 月分児童扶養手当受給者
公的年金を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
コロナ感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方
 - ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 50,000 円
 - ・ 給付実績
797 世帯（児童数：1,232 人）
- 令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（国補助 10/10）
 - ・ 支給対象者
18 歳以下の児童の養育者であり、アもしくはイの条件に当てはまる方
ア 住民税（均等割）が非課税の方
イ コロナ感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税者と同水準の方
 - ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 50,000 円
 - ・ 給付実績
414 世帯（児童数：755 人）
- 令和 4 年度子育て応援給付金（市独自給付）
 - ・ 支給対象者
高校生以下の児童と同居し養育されている方
 - ・ 給付額
対象児童 1 人あたり 10,000 円
 - ・ 給付実績
8,727 世帯（児童数：15,532 人）
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
国や県の動向を踏まえ、対応していく必要がある。

(2) その他の子育て支援

ア 相談支援

◆ 背景及び課題

ゆいきっず広場や入園前発達支援学級は、就学前の子ども、保護者、妊婦などが利用する場であり、感染を拡大させないようにする必要がある。

令和2年度は、参加希望者が多くなってしまう『ゆいきっず講座』の開催を見合わせた。

◆ 取組内容

開催を見合わせた『ゆいきっず講座』に代わるものとして、毎月発行している『ゆいきっず通信』に自宅でできる手遊びや工作の紹介、離乳食の作り方等を掲載し、紙面だけでなく子育てネットでも情報発信を行った。

ゆいきっず広場を、電話による事前予約での利用とした（感染レベルにより時間による受け入れ枠を設定）。利用者がいない日もあったことから、スタッフにはスナップ付フェルト棒、紐通し、フェルトボールなどの手作りおもちゃの製作を依頼し、利用が回復した際に、初めて広場を利用した人へのプレゼントとした。

令和3年度は、三密回避をしつつ『ゆいきっず講座』を開催した。Zoomでの参加も可能となるように対応した。また、感染症警戒レベルの上昇に伴っては、Zoomのみで開催した。

0～2歳の子育て中の母親が互いの子育てを語り合い、かわりを持てるようトークイベント『ゆいトーク』を企画した。休館に伴い中止となった時もあったため、年度途中からはZoom参加にも対応して開催した。

入園前発達支援学級では、感染症警戒レベル上昇に伴ってオンラインでの開催も行った。

◆ 成果

感染により、家庭以外の場に出ることが減ってしまう状況の中、子どもと保護者が安心して外出できることで遊びを広げた。また、オンライン（Zoomなど）での方法ではあるが、他の親子との交流が図られ、子育ての孤立感の解消につながった。

入園前発達支援学級では、オンライン開催した際も活動が始まるのを楽しみに待つ子どもの姿があり、画面越しでも身体を動かして楽しむ姿が見られた。保護者からも「家の中で子どもが楽しく過ごせる時間があったので助かった」との声をいただいた。また、オンラインで親同士が話せる機会を設けたことで、「（保育所等への）入園に向けての不安が減って安心できた」との声もいただいた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染拡大した場合でも、親子が家庭内だけで孤独に過ごすことのないよう、親子同士の交流や情報交換の機会、家庭内でも楽しめる遊びや子育てのヒントのような情報を提供できる場は求められている。オンライン等も活用しながら、親子が安心して交流できる場を保障していく必要がある。

イ 放課後等デイサービス利用者負担の助成

◆ 背景及び課題

令和2年3月、感染症防止のための学校の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービス利用が増加し、保護者の利用者負担が増加することが見込まれた。

◆ 取組内容

令和2年3月の学校休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担額の増加額相当について、サービス提供事業者から保護者への利用料請求は、学校臨時休業がなかった場合の利用料のみの請求とし、保護者の負担感軽減に配慮した。増加額相当分は、サービス提供事業者から市へ請求し、市からサービス提供事業者へ支払った。財源は全額国庫補助。

◆ 成果

障がいのある子どものいる家庭の学校の一斉臨時休業に伴う負担感軽減に寄与した。

2 保育所・認定こども園等

(1) 保育所・認定こども園・地域型保育事業所

◆ 背景及び課題

保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所とする。（国要請）

ただし、園児や職員が罹患した場合等、臨時休園措置を講じた。（市判断）

臨時休園等*）した場合、保育料及び副食費について「日割計算」にて還付した。（保育料：子ども・子育て支援法施行規則、副食費：市単独）

行事（卒園式・入園式・運動会等）を行う際、感染防止対策（人数制限、時間短縮、健康観察、手指消毒設置、マスク着用等）の徹底を要請した。（市要請）

*）臨時休園等の定義

- ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合
- ④小中高の全国一斉休業に伴い、保育士数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により、保育所等に登園しなかった場合

◆ 取組内容

ア 運営状況について

○市内保育所等施設数（令和2年4月1日現在）

公立保育所 16 園

私立保育所 17 園＋2 分園

幼保連携型認定こども園 6 園

地方裁量型認定こども園 1 園

事業所内保育施設 2 施設

※令和3年度以降の施設種類の変更及び新規事業所数は未計上

※令和2年3月4日に合同臨時園長会を開催

市内全43園（私立園17園、公立園及び児童発達支援センター17園、幼保連携型認定こども園6園、地方裁量型認定こども園1園、事業所内保育施設2施設）

・基本的な考え方（原則、開園）、卒園式・入園式開催に関する要請（参加人数抑制、卒園児（入園児）とその保護者、職員のみ入場を原則、在園児及び来賓等の参加は控える等）

○登園自粛要請について

ア 全国一斉（令和2年3月2日から春休み期間）小中学校と高校、特別支援学校の臨時休校（国要請）期間（4月7日：特別措置法に基づく非常事態宣言発令）

※登園自粛要請期間 令和2年3月2日から令和2年5月24日

※登園自粛要請協力家庭証明書（別紙）

飯田市手数料条例第5条第1項第7号の規定を適用し、別表第1に掲げる

「その他各種証明書の交付」（1通300円）は徴収せず無料とした。

イ 長野県独自の感性警戒レベルが5に引きあがり「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出され、市内の一部の学校が令和4年1月13日に臨時休校となったことにあわせ実施（「まん延防止等重点措置」期間中（1月27日～3月6日））

※登園自粛要請期間

① 当初 令和4年1月13日から令和4年1月23日

② 延長① 令和4年1月13日から令和4年1月30日

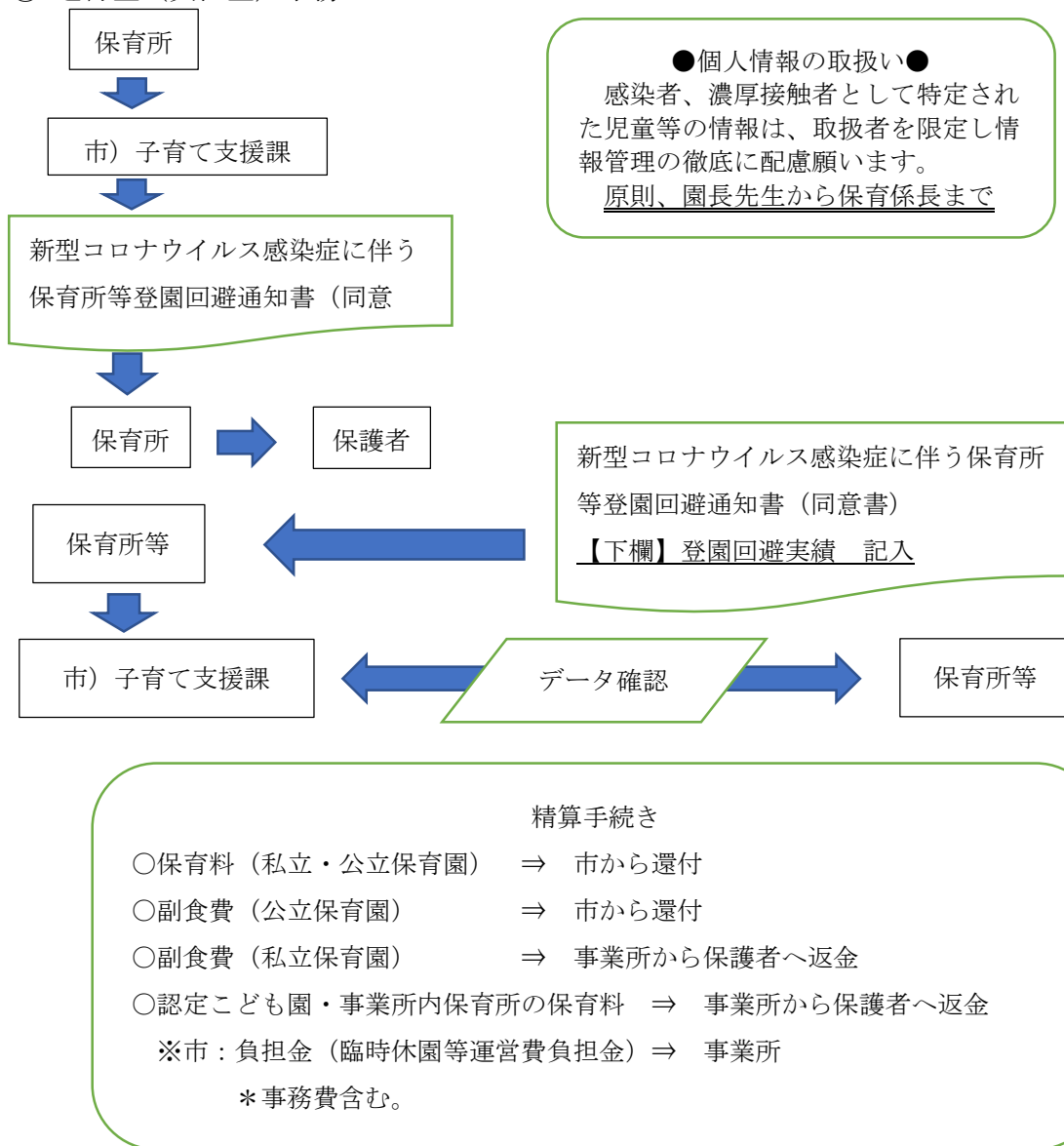
③ 延長② 令和4年1月13日から令和4年2月20日

④ 延長③ 令和4年1月13日から令和4年3月6日

※新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、家庭での保育が可能な園児の登園を控えていただくよう登園自粛要請により感染リスクの低減を図る。
 ※保護者には、長期間負担を掛けたが社会機能を維持し、重症化リスクが高い高齢者等を守る一つの取組。

○園児（家族含）が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった場合の対応
 ア 登園停止

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う保育所等登園回避通知書（同意書）（別紙）
- ② 還付金（負担金）事務フロー



イ 休園（一部休園）措置

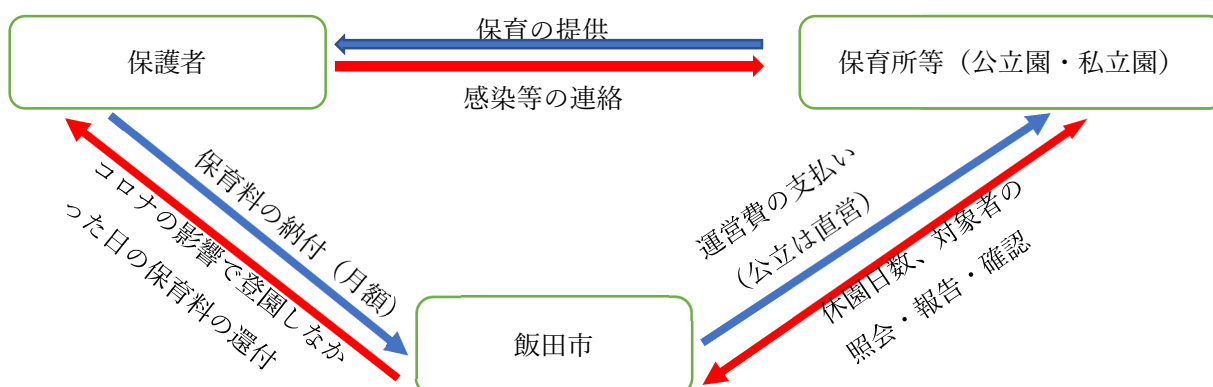
休園証明書（別紙）

ウ 感染拡大期（オミクロン株～）

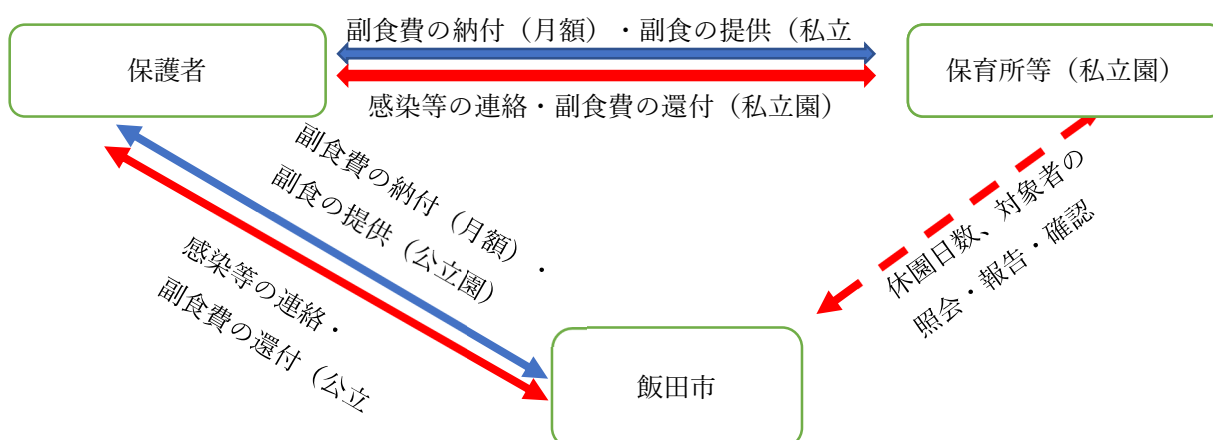
- ① 感染拡大により、「新型コロナウイルス感染症に伴う保育所等登園回避通知書（同意書）」を省略

② 還付金（負担金）事務フロー

3歳未満児（給食代を含む）の保育料



3歳以上児の副食費



イ 感染対策について

- (1) 市内保育所等（保育所・認定こども園・事業所内保育所）における新型コロナウイルス感染症対応に係るガイドライン策定（別紙）
 - ・園長会（公立保育園、私立保育園、認定こども園）にて素案（たたき台）を示し、国（厚生労働省・文部科学省）や県の発出通知に基づきガイドラインを整備
 - ・国策や科学的根拠等に基づいて、その都度、改訂
- (2) 保護者への通知（別紙）
 - ・感染状況や国の方針の見直し等に応じて、子育て支援課から各園を通じて全保護者にチラシ等配布
- (3) 保育対策総合支援事業補助金の活用（民間・公立）
 - ・令和2年度から令和5年度実施
 - ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助
 - ・補助金 令和2年度：500千円/施設
令和3年度から令和5年度：利用定員に応じて300千円から500千円/施設
- (4) イベント等対策（プール活動、夏祭り、運動会、卒園式等）
 - ・園の規模に応じた「新しい生活様式」に基づき各園工夫を施し実施

(5) 24 時間 365 日民間施設との連絡体制

- ・デルタ株の急速な拡大等を受けて、夜間及び休日の対応は宿日直者経由で民間園からの連絡相談を受けていたが、令和3年8月27日から保育の実施を判断や保護者対応など、迅速に対応するため業務用携帯電話を導入（感染流行期：係長対応、停滞期：係員対応（秘密保持のため係長指名の2人の職員に限定））

(6) 薬事承認検査キット配布

- ・市内民間保育所等に勤務する職員が濃厚接触者に特定された場合における代替職員の確保ができず保育所等を休園することとなった場合、子どもの育児のための保護者が就労できない等開園できない場合に社会経済活動に大きな影響が生じ得ることが想定されるため、飯田保健所管内の感染状況を踏まえ、薬事承認された抗原定性検査キットを子育て支援課にて一括調達
- ・薬事承認された抗原定性検査キットの検査で、陰性であった場合には、待機期間を待たず、解除するとしての取扱いへの対応（医療従事者や介護従事者に対する対応を参考に、令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡通知により、濃厚接触者となった保育所等の職員が、一定の要件等を満たす場合に限り、保育や教育等に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いが可能）

(7) SNS（YouTube 動画）の活用

- ・お家でおそぼう（動画3本）
- ・コロナ禍に過ごすうち時間を楽しめるよう、親子で楽しめる遊びを提案（朝の親子でのふれあい、こま遊び、けん玉遊び）

ウ 感染状況について

年度	休園（一部休園）数（延べ数）	備 考
令和2年度	3 園	第3波 ※アルファ株
令和3年度	21 園	第5波 ※デルタ株
令和4年度	278 園	第6波～ ※オミクロン株

エ 保育料等返還

公衆衛生対策の観点から保育園等を臨時休園等（市から登園自粛要請がされている場合を含む。）した場合、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正により、保育料（3号認定利用者負担額）は日割り計算で精算（還付）を行った。また、副食費の取扱いについては、国から「配食準備を計画的に行うなど、徴収額の減額等の対応が考えられる。」との見解が示され、当市では保育料と同様の取扱いを行った。

◆ 成果

園長会、電子メール等により、国・県・市からの情報を常に発信することで、国から要請のあった原則、開所を行った。

24 時間 365 日の緊急連絡先（業務用携帯電話）を導入したことで、休園（一部休園）措置について即断即決を行うことで、感染拡大防止が図られた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

保育料・副食費の還付漏れ事案実態調査に基づく再発防止策に取り組まれない。また、その時代に合った ICT 技術の活用を検討願う。

パンデミック中であっても、幼児教育・保育ニーズに応えるため感染防止対策に要する経費の予算を確保することが肝要である。

(2) 病児保育施設

◆ 背景及び課題

保育園等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持した。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い利用児童数が計画人数を下回ることは、やむを得ない状況であったが、コロナ禍での病児保育を必要とする保護者（医療現場、介護現場、保育現場、流通業界など）の支援は重要であるとの認識のもと、予算措置を含め引き続きサービスの提供体制の確保に努めた。

◆ 取組内容

ア 運営状況について

○事業の実施場所

社会医療法人 健和会病院内 飯田市病児保育施設（名称：おひさまはるる）
所在地：飯田市鼎中平 1936 番地 電話：0265-23-4001(直通)

○実施方法

社会医療法人 健和会へ委託

○事業の実施内容

受入定員 1 日 6 人（繁忙期は 6 人を超えることがある）

受入日 平日（盆期間・年末年始は除く）

受入時間 午前 8 時から午後 6 時

職員体制 嘱託医師 1 人、看護師 1 人、保育士 3 人（繁忙期：1～2 人加配）

○利用実績

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
飯田市	729	235	271	458	581
町村	93	53	100	60	114
合計	822	288	371	518	695
開所日数	242	242	239	241	240

※町村：定住自立圏形成協定に基づく下伊那町村児童の受入

イ 感染対策について

○臨時的事業「令和 2 年度感染拡大防止対策業務委託」（事業費 500 千円）

- ・病児保育施設「おひさまはるる」における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図り、継続的に事業を実施していくための必要な環境整備（衛生用品や感染防止のための備品整備購入）を図った。

○県感染警戒レベルに応じた受入対応

- ・利用する際、新型コロナウイルス感染症の検査(PCR・抗原定量・抗原定性)を必須とした。（別紙、チラシ参照）

○“おひさまはるる”の取組

- ・保育士全員が健和会病院内の医療安全学習会に参加し「新型コロナウイルス感染症」についての知識や対応方法を学び、保育現場での感染対策にいかした。
- ・感染者が少なかった初期のころは、飛沫防止のためアクリル板を食事の際に使用した。
- ・感染者・感染経験者も増えてきた令和 4 年 1 月からは、紛れ込みによる感染拡大を防ぐため 1 部屋 1 人の個別対応で保育を行った。
- ・保育士 1 人が保育を行った翌日に発熱しその後コロナ陽性が判明した際は、他の職員全員にコロナ検査を実施。その日 1 日は閉室とした。他の職員全員の陰性が確認できたため翌日から通常開室。
- ・アイガード(飛沫防止めがね)を着用して保育を行った。
- ・登録だけのために“おひさまはるる”に来室することは極力控えていただき、各自治体窓口での登録受付をお願いした。
- ・病児保育の送迎は原則保護者 1 人とし、利用しない兄弟を連れての入室は控えていただくようお願いした。
- ・予約受付時には、発症経過や地区外への往来、流行っている病気など細かく聞き取りを行った。

◆ 成果

コロナ禍以前と比べ、利用者は減少した。手指の消毒・マスクの着用が日常的になり、小児の感染症罹患数が減少したことも利用者減の一因と考えられる。

コロナ禍だからこそ必要な職業の方の利用が多かったと考えられるが、利用保護者の職種までは記録していなかったためどのような職種の利用が多かったのか分析ができていない。（令和 5 年度から利用者の保護者職業の記録を残すことにした。）

利用希望者数が少なかったため、お断りすることなく保育を受け入れできたことが多かつ

た。

利用の理由は就労がほとんどだったが、子育てに疲れた母親支援での受け入れもあった。イベントや集会が行われなくなり、子育て中の母親が相談したり発散したりする場がなくなっていたため、病児保育の予約時や利用時に子育て相談する保護者がいた。

保育士が新型コロナウイルス感染症に感染することはあったが、病児保育からによるものではなく、職員間で感染が広がることはなかった。職員が病児から感染することはなかった。

和田医師から医師会への周知を行ったことで、コロナ検査が必要であることは医師にも保護者にも伝わりやすく理解を得やすかった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

パンデミック終息後（アフター・ウイズ・ポスト）を見据え、病児保育を必要とする保護者（医療現場、介護現場、保育現場、流通業界など）のニーズに応えるため、例え利用実績が低迷に陥っても、当該事業にかかる運営費予算を確保することが肝要である。

（3）児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）

ア 運営状況

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、児童発達支援利用児童数が計画人数を下まわることは、やむを得ない状況であったが、家庭療育時の聞き取り、訪問等、通所以外の支援内容で支援を行った。

◆ 取組内容

<通所部門>

定員	41 人（うち重症心身障害児 5 人）
開所日	月～金 午前 9 時から午後 3 時 通常通りの開所に努めた
受入体制	5 クラス（1 クラスに 9～10 人） うち 1 クラスは重症心身障害児、医療的ケア児のクラス

<外来相談部門>

相談内容	外来相談（個別相談、保護者相談、年長グループ、ペアレントトレーニング、早期発達支援グループ） 施設支援、訪問支援、支援会議への参加等、相談の継続に努めた
------	---

◆ 成果

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、相談方法の工夫や行事の延期等を模索しながら通所部門の開所や外来相談の継続に努めた。学級閉鎖、保護者が相談を控える等で相談件数は、一旦は減少するがその後の相談件数は増加傾向となった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

保育園等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において児童発達支援センター・児童発達支援事業（重心）の提供体制を維持する。感染リスクが高い状況への保護者不安に対応する支援を行う。

発達特性のあるお子さんにとって新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、通常通り開所し支援することが重要と考え、子どもへの発達支援、保護者の支援等引き続きサービスの提供体制の確保に努める。

イ 感染対策

◆ 取組内容及び成果

（ア）基本的な感染防止対策

来所児、来所者の検温、手洗い、消毒、換気、遊具・部屋の消毒（外来相談部においては 1 ケース相談終了の 1 時間ごとにアルコール消毒実施 通所部門は塩素、アルコール消毒を 1 日数回実施）等の基本的な感染防止対策を徹底

健康チェック表の活用（通所部門は毎日、外来相談部門は感染レベルに応じて個票対応）

送迎車両乗車前の体調観察、検温の徹底

衛生用品や感染防止のための備品整備、購入

大人はマスク着用とし、子どもは低年齢の子ども、マスクができない子どもがほとんどのため、着用は求めない。

(イ) 接触・密を避ける対策

感染レベルにあわせて、外来個別相談は訓練室の使用人数を制限。一覧表を作成し前日に訓練室、個室等相談する場所を分散して利用できるよう調整した。

保健師、保育園等からの見学対応を延期または中止し、電話での対応とした。

個室で保護者と面談する時には、テーブルにパーテーションを置き飛沫予防を行った。

通所部門では保護者、地域の方参加の行事内容の変更を行った。

(ウ) 訪問等での対策

通所部門の訪問は、職員が検査で感染（－）を確認して訪問を実施。

保育園巡回訪問等は、給食なしで相談が終わるように時間を組み、子どもと別室で食べる等し、相談依頼の希望に応えた。

(エ) 子どもへの感染対策

重症心身障害児、医療的ケア児等感染リスクの高い子どもについては、安心して登園してもらえるよう、登園について主治医に相談してもらうこと、感染について心配なご家庭は家庭療育の相談等を実施した。

通所中の子どもに発熱があった場合は直ぐに個室対応し、その後陽性が確認された場合、クラス内のご家庭に電話やメールを活用して連絡し、健康観察をいつも以上をお願いした。

(オ) 職員の感染対策

職員から広めないことを徹底するため福祉現場への優先的なワクチン接種の活用をした。

職員の出勤基準に従い、体調がいつもと違う時の出勤前報告を徹底。発熱その他風邪の症状があれば、受診や検査の勧奨を行う。

(カ) 検査キットの活用

職員、子どもに陽性が確認された場合、濃厚接触に当たる職員、子どもは検査キットで陰性を確認した。当初は飯田市の検査キット、その後は県配布の薬事承認された検査キットを使用した。（長野県「高齢者施設等への抗原定性検査キットの配布」を利用）

(キ) ICT化での対策

就学相談会は、例年集合型で行っているが、オンラインの説明会に変更した。保護者によっては上手く参加できない方もおり、個別に対応した。

研修等オンライン参加が可能となり、全国規模の研修にオンライン参加した。

(ク) その他の取組

保護者の方には、感染リスクが高い子ども達が通う施設であることやひまわりでの感染対策の理解促進のため、市長メッセージをはじめとして、県障害者支援課からのコロナ情報等、お便りやメールで発信した。

陽性者の療養期間が5日間に短縮された後も、10日間は感染の可能性がある、高齢者等の施設には10日間は訪問を控えるよう通知があったので7日間の療養期間の継続をお願いし、保護者の方にはお便りや直接の相談で伝え対応いただいた。

通所部門では給食の介助が必要なため、感染レベルが高い時はマスクをして介助する、職員と子どもと時間差で食事をする、衝立を利用し少人数で食べる等対応した。また、個人のお手拭きタオルからペーパータオルへの変更、保護者参加行事の見直し、歯磨きの仕上げ磨きの中止等の支援の変更を行った。

来所に不安のある保護者に対して日程の延期、電話による相談等の変更をし、相談が途切れないよう柔軟に対応した。

外来相談のグループ療育は各園から子どもが集めるため、中止または前日までに各家庭に本人や家族の体調の確認を実施した。また、接触が少ないプログラムを組む等、担当がそれぞれに開催できる方法を模索しながら取り組んだ。

ウ 感染状況

◆ 取組内容

<通所部門>

全園休園 1回（令和4年8月23日から8月26日まで）

学級閉鎖

年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学級閉鎖回数 (回)	0	0	0	6	1
家庭療育実施数 (人)	9	9	12	9	0
感染者数 (人) (利用児童)	0	0	0	15	17

◆ 成果

学級閉鎖等の対応をすることで、感染の拡大を防ぐことができた。健康観察や7日間の療養期間の継続等保護者の方に協力いただいたことも、感染拡大につながらない一因となっている。

保護者参加の行事等の見直しを行ってきたが、少人数規模での夏祭りや短時間の行事参加等、ひまわりの子どもにとっては、とても落ち着いて表情良く向かう姿の発見があった。感染症対策のため止むを得ない対応だったが、今後の発達支援にいかせる支援の見直しのきっかけとなった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染者が出ても大きな感染拡大にならず、基本的な感染対策が日常的になり、児童発達支援事業の安定した提供が子どもの支援には必要だと考える。

感染が心配な時、検査キットがあることでさまざまに対応してこられた。検査の重要性を感じ、検査キット等の準備を今後も考えたい。

職員、または職員の家族の感染により、通所部門の療育対応が危ぶまれる日もあった。ひまわり内でクラスを超えて対応してきたが、代替職員の確保等の対策が必要。

(4) つどいの広場・ゆいきっず広場

◆ 背景及び課題

感染拡大防止のため、施設の休館や利用制限がある中で、子育ての孤立を防止するための措置を図る。

各施設の利用者数の減少はやむを得ない状況であるが、施設の利用がなくても子育て情報の提供や電話やLINEを活用しての子育て相談の環境整備を図る。

◆ 取組内容

ア 運営状況

(ア) 施設数

- ・つどいの広場 9事業者 12施設
- ・ゆいきっず広場 1施設（りんご庁舎）

(イ) 各施設の運営方針について

- ・警戒レベルに応じて各施設における運営方針を策定
- ・子育てネットで休館情報の周知

イ 感染対策

- ・こども・子育て支援交付金を活用して、衛生材料等の購入、空気清浄機など換気機器の設置、オンライン相談環境の整備
- ・感染予防対策(マスク着用、手指衛生、体温測定、県外往来等の有無確認、換気等)をとって、予約制や時間制限による施設利用
- ・県外往来者やその接触者の利用制限
- ・講習会やイベントの中止
- ・施設内での飲食禁止

ウ 子育て相談への対応

- ・電話やLINEを活用しての子育て相談
- ・いいだ子育て応援アプリを導入して情報の発信やオンライン相談の環境を整備

◆ 成果

感染レベルに応じた運営方針を策定したことで、レベル変更があっても迅速に対応を变えることができ、LINE やアプリでその旨を発信することができた。

電話等による子育て相談の利用者があり、在宅での子育て孤立化を防止できた。

アプリを活用してプッシュ型で情報を発信することができ、施設を利用されなくても情報を提供することができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

保育園の事例や他施設の好事例を、連絡協議会で気軽に共有する。

交付金の活用ができれば施設事業者の負担が軽減できるので活用する。

3 放課後児童クラブ

◆ 背景及び課題

所管となる厚生労働省から、保育園同様、基本的には放課後児童クラブは開所するよう指示があった。開所はしたが、休校中の午前の開所は実施できなかった。

◆ 取組内容

感染リスクが少なからずあるため、利用するか否かは保護者の判断に委ねた。

利用しなかった場合のおやつ代の返金または、おやつのおやつ渡しの対応を行った。

換気や消毒を徹底した。

◆ 成果

利用しなかった場合のおやつ代の返金または、おやつのおやつ渡しの対応を行った。

児童クラブ内での感染拡大（いわゆるクラスター）の発生はほぼなかった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

支援員の年齢層が高いため、感染リスクに怯えながらも支援員は子どもたちの受け入れを行った。

第 11 章 学校

市内には、小学校 19 校、中学校 9 校の 28 校の義務教育学校がある。令和 5 年 5 月 1 日現在で、児童と生徒数 7,574 人、学校教諭や給食場含む職員 864 人、保護者や学校関係者まで算入すれば、市民全体の 1～2 割が大きく学校に関わっていると推計し、新型コロナウイルス感染症拡大は、学校や学校生活などに大きな影響を及ぼしたといえる。

新型コロナウイルス感染症拡大対策は、原則は長野県等から示されたガイドラインなどに従って対応した。学校生活では、授業、学校行事、集会などの実施形態を変更して対応し、修学旅行などの校外活動を中止せざるをえなかった。

しかし、各学校では、感染対策や対応をとって、制約がある中でも、児童や生徒の学びや学校生活を維持・保障することができたと振り返る。それは、学校に関わる多くの方の理解と協力によるものとする。新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザの扱いに移行したあとも、これまでの経験をいかした学校での対策対応ができていくと考える。

1 学校への影響と対応

(1) 学校全般

◆ 背景及び課題

緊急事態宣言、医療特別警報、医療非常事態宣言により学校の活動にさまざまな影響が及んだ。

○授業、部活動、学校行事

- ・授業、学校行事、集会の実施形態変更
- ・部活動の活動中止、制限付き活動
- ・臨時休業

○校外活動

- ・修学旅行等の校外活動の中止、延期、内容変更
- ・修学旅行等において、前記によりキャンセル料等が発生し保護者経費負担増

◆ 取組内容

原則、県等から示されるガイドライン等に従って実施。

○授業、部活動、学校行事

- ・授業時間の変更（午前午後との分散）
- ・オンライン授業の実施
- ・集会等を校内放送への変更、場所の分散化
- ・学校行事の縮小（時間短縮、分散、人数の制限など）

○校外活動

- ・行先の変更（感染拡大地域へ行かない）
- ・実施内容の縮小（泊を止め、日帰りに変更）
- ・修学旅行、社会見学（泊を伴うものに限る）について、保護者が負担する新型コロナウイルス感染を要因とするキャンセルや計画変更に伴う費用やそれに備えるための保険以下「キャンセル料等保険」）に加入した場合の保険料への補助（5類移行前まで）

◆ 成果

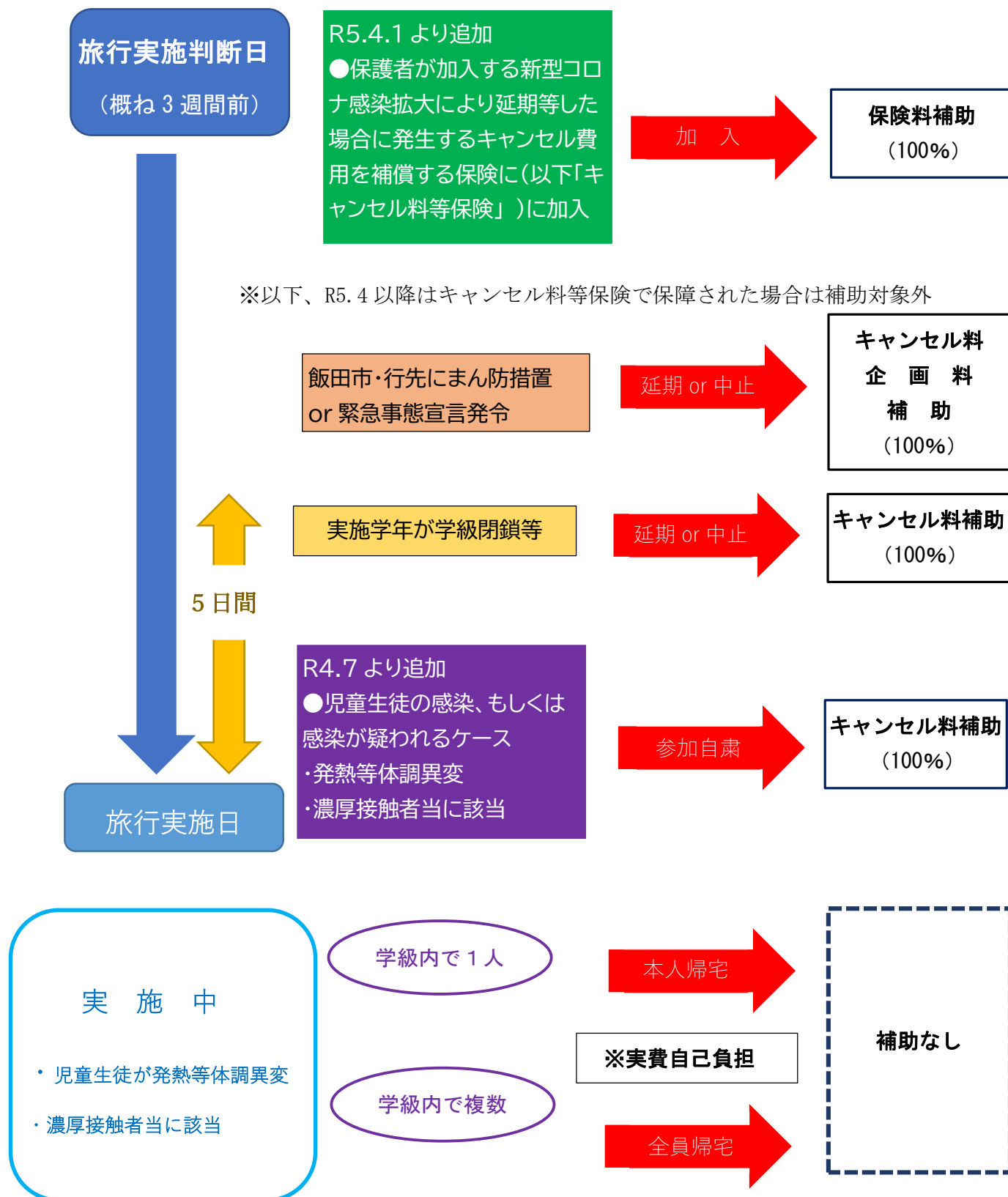
学校においては細心の注意を払いつつ、制約等ある中でも児童生徒の学びや学校生活を保障することができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

キャンセル料等へ補助については、補正対応となることが予想されるため、予め目安となる交付基準を準備しておくといよい。

キャンセル料等保険料については、学校が手続きを委託する旅行会社によっては商品がない場合もあり、あっても感染が収束すると商品が無くなることがあるので予算積算、補助基準を策定する際に調べること。

修学旅行等の実施判断及び中止等による保護者費用負担軽減措置



(2) 給食の対応

- ◆ 背景及び課題
給食は、同じ空間でものを食べることが感染リスクを高めるとされたため、対策をとる必要があった。
- ◆ 取組内容
文部科学省や長野県の指示に従い、「向き合って食べない」を徹底した。
また、学級以外の教室を活用し、同じ教室で食べる人数を減らすなど、工夫した。
- ◆ 成果
窓や壁を向いて食べることもあり、必ずしも良い状態とは言えなかったが、感染リスクを避けるためには仕方なかった。
食事をしながらしゃべることによる飛沫の飛散により感染リスクが高まるため、いわゆる“黙食”が広まったが、市民からは批判的な声が強かった。

2 学校職員等の体制

- ◆ 背景及び課題
児童生徒が机等の物品や施設など児童生徒が触れる場所の消毒作業が必要となり、教職員の業務負担増となった。
- ◆ 取組内容
教員業務支援員（以下「SSS」）による支援業務に消毒作業を追加
- ◆ 成果
SSS による消毒作業は教員の業務軽減につながったともに、児童生徒への感染防止策としての一旦を担うことができた。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
SSS は県教委が学級数に応じて配置し、配置されない学校は飯田市が配置していたため、全学校において SSS による消毒作業が可能であった。SSS の配置がない場合や他の業務内容との調整も必要があると思われ、元々の業務支援にも影響があるようであれば、専門業者による定期的な作業委託を視野に入れる。

3 学校環境整備

(1) 感染拡大防止対策

- ◆ 背景及び課題
消毒作業の教職員への負担
マスク、石鹸、アルコールなど感染防止用の物品の欠品
- ◆ 取組内容
手洗い・うがい・マスク着用・ソーシャルディスタンス等の徹底周知
国・県からの指示事項伝達
マスク、石鹸、アルコールなど感染防止用の物品の確保
SSS による消毒作業
- ◆ 成果
SSS による消毒作業は教員の業務軽減につながったともに、児童生徒への感染防止策としての一旦を担うことができた。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
マスク、石鹸、アルコールなど感染防止用品についてはある程度備蓄は必要と思われる。
SSS は県教委が学級数に応じて配置し、配置されない学校は飯田市が配置していたため、全学校において SSS による消毒作業が可能であった。SSS の配置がない場合や他の業務内容との調整も必要があると思われ、元々の業務支援にも影響があるようであれば、専門業者による定期的な作業委託を視野に入れる。国や県の方針や指示は、確実に学校へ伝達する。

(2) 環境整備

◆ 背景及び課題

ストーブの設置等物理的な要因により児童生徒の机の間隔が開けられない。
換気のための窓開け、空気の流れを作る際、室温低下し、室温を戻すまでに時間を要す。

◆ 取組内容

感染拡大防止対策に関連する国庫補助金を活用し、学校で対策に必要な物品（サーキュレータ、衝立、消毒液等）購入費用を予算化
ストーブに代わってエアコンの冬場の使用

◆ 成果

国等が示す感染対策物品等を購入し整備することはできた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

補助金関係事務処理はタイトなスケジュールであり、補助金の種類、それぞれの対象も多岐にわたる。多くの学校を所管する分、事務処理は間違いのないよう、段取りよく進めていく必要があり、それを学校へも周知して協力してもらう必要がある。

また、学校教育課内でも、担当をはっきりさせ、よく内容を理解し、情報共有して連携を図ること。

補助金で購入した物品の故障や買換え、廃棄処分料などの予算措置が必要となってくることが考えられる。

机の間隔を確保するためストーブを設置せず、エアコンを使用した場合の光熱水費の予算を確保する必要がある。

第 12 章 市役所等

市役所本庁舎や自治振興センターなど出先機関を含む市関係施設では、施設内における感染拡大を防止するため、基本的な感染拡大防止対策の徹底や、市役所本庁舎への入庁制約等を行った。

職員については、出勤時における人との接触機会の低減と職場での密を避けるため、分散勤務、時差出勤や、テレワークの実施に取り組んだ。

また、感染症法上の指定感染症に指定されたことに伴い、職員が陽性者等となった場合や濃厚接触者となった場合の対応手順やサービス取扱い、出勤ルール等を定めた。

議会においても、マスクの着用、入室時の検温及び手指消毒の徹底や、議事堂における議長席、演台、市長席にアクリル製のついたての設置、座席の間隔を拡大し、執行機関側については入室者を制限するなど、議会運営に必要な感染対策を行った。傍聴者に対しても、基本的な感染拡大防止対策の徹底を依頼した。

1 庁舎等における対応

(1) 市庁舎（自治振興センターを含む）における感染拡大防止対策

◆ 背景及び課題

全国的に新型コロナウイルスの感染者が増え始め、また、緊急事態宣言の発令に伴い、本庁舎及び区役所における感染拡大防止対策が急務となった。

来庁者への感染、来庁者からの感染を防止するため、対策が必要であった。

◆ 取組内容

○来庁者に対する感染拡大防止対策

- ・感染拡大が顕著とみられる圏域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数や緊急事態措置を実施すべき区域等から判断）からの往来は控えていただくよう飯田市作成のチラシを掲示した。
- ・長野県の特別警報発令時には、市民協働会議室の使用や風越サロンの自販機以外の利用を停止した。
- ・1階玄関にアルコール消毒液を設置し、利用を要請した。
- ・サーモグラフィによる検温への協力を要請した。
- ・体調不良者の入場について自粛を要請した。
- ・来庁者のマスク着用を要請した。
- ・濃厚接触者の行動履歴を把握するため、来庁者の訪問履歴を記録した。

○庁舎管理における感染拡大防止対策

- ・窓口へアクリル板等を設置し、飛沫感染防止の取組を実施した。
- ・ロスナイによる24時間換気、窓の開放による換気を徹底して実施した。また、冬期においては加湿器により執務室内の湿度を50%～60%に保ち、乾燥防止対策を実施した。
- ・市有施設の休館及び利用制限の措置を行った。
- ・窓口、エレベーターボタン、手すり等、設備へのアルコール消毒を実施した。
- ・ソーシャルディスタンスの確保を目的とし、待合スペースの椅子やベンチ数を制限した他、並びの際に足元に間隔を空けて目印を設置した。
- ・感染対策等の啓発チラシやポスターを掲示した。

◆ 成果

国や県の要請に基づき感染拡大防止対策を継続的に行った結果、来庁者等に対する入庁時の制約や庁舎の管理について大きな混乱は生じなかった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

来庁者と職員双方を守るための措置であると認識し、措置への反対があった場合も対応の大切さについて根気よく説明をし、理解を求めること。

(2) コロナ交付金への対応

資料編を参照

2 職場における対応

(1) 職場における感染拡大防止対策

◆ 背景及び課題

職場における感染防止対策として、職場の三密回避、濃厚接触者となった職員の出勤停止及び対面での会議や打ち合わせの回避が求められた。

具体的には、本庁職場の分散配置や勤務時間の変更などによる職員の在席時間の分散化を行うとともに、濃厚接触等により自宅待機となった職員が在宅で仕事ができるようテレワークによる勤務条件を整えること、非対面のWEB会議システムの環境整備の必要が生じた。

また、職場からの感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱いについて決定周知を図り、職場の感染状況及び濃厚接触者の判定を行う必要が生じた。

◆ 取組内容

本庁職場の分散化としては、本庁内会議室、議場、りんご庁舎、文化会館、旧飯田市民館を分散職場として使用した。そのための環境整備として、ネットワークの構築、コンセント、内線の手配をした。テレワークの実施にあたっては、飯田市在宅勤務（試行）実施要領を定め、テレワーク勤務を可能とした上で、地方公共団体情報システム機構が無償で提供するテレワークシステムを利用し、テレワーク用端末 20 台を貸出し対応した。

WEB 会議の実施にあたっては、国や県の説明会など WEB 会議が増加したことや市が主催する会議もオンラインで実施することを目的に、Zoom などのアカウントを取得した。また、WEB 会議用の端末を部長級職員と各課、自治振興センターに配備した。

新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱いについては、厚生労働省などの通知を基に基準を定め、職員に周知した。

職員の陽性者が発生した際に職場へ簡易検査キットを配布し、職場の感染状況の確認と濃厚接触者の判定を行い、濃厚接触者と判定した場合に自宅待機などの対応を行った。

飯田市在宅勤務実施要領を試行として定め、テレワークの勤務を可能とした。

◆ 成果

対面による接触を減らすため、テレワークやWEB会議などが定着し、デジタル化を進めるきっかけとなった。

陽性者、濃厚接触者の休暇取得により感染拡大防止の対策となった。

また、早期に感染状況を確認することで職場での感染拡大防止の対策となった。

デジタル推進課から提供される機器を用いて、テレワークの実施が可能となった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

緊急時に分散勤務の場所を確保できるよう庁舎管理上の規定を整備しておく必要がある。

事務処理のデジタル化を進め、紙文書と印鑑決裁をなくすことで、業務の継続性が高まる。また、職員の誰もがデジタルを活用できるリテラシーを身に付けておく必要がある。

感染症の特性により休暇の取扱いを周知していく必要がある。

試行としている在宅勤務を従来の勤務形態として規定する必要がある。

分散勤務の実施が可能であるか否か、で対象者を選別するのではなく、各部署から均等に選別する必要がある。また、勤務が可能となるよう、できる限り環境を整える必要がある。（否と回答した部署に感染拡大した場合に業務停止となる可能性がある）

(2) 職員の健康管理

◆ 背景及び課題

陽性者、濃厚接触者又は接触者と判定された場合の自宅待機期間を定める必要があった。

◆ 取組内容

厚生労働省などの通知を基に基準を定め、自宅待機期間の休暇の扱いを周知した。

◆ 成果

休暇の扱いを示すことで自宅待機期間を健康確認の期間とすることができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染症の特性により休暇の取扱いを周知していく必要がある。

3 市議会における対応

(1) 議会における感染防止対策

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議員、執行機関側職員が多く参集する議場等において感染対策を行った。

◆ 取組内容

○基本的な対応

議員は自宅と登庁時に体温測定を実施、執行機関側職員は議場等への入室前に体温測定。風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合の議場等会議室への入場を禁止。濃厚接触者となった場合の登庁自粛。議会棟入り口に自動体温測定器を設置、議場等の入り口に消毒用アルコールを設置。感染警戒レベルに応じ傍聴自粛を呼びかけた。

○議場等のレイアウト、参集範囲の変更

議場内の議席等の配置間隔を広くした。また、委員会室においても着席間隔を広く確保。議場では、発言機会の多い議長席、演台、市長席に飛沫飛散防止の亚克力板を設置。委員会室においては委員長席に設置。

執行機関側職員の常時出席者を感染警戒レベルに応じ調整。

これまで本会議に各部主管課長が常時出席していたものを必要に応じての出席とした。

本会議、委員会とも担当部局長及び課長は、説明対応時のみの入室とした。

一般質問においては、議員も議場内への入場者を半数程度とし、残りの議員は委員会室で中継により視聴した。

○運営

常時マスク着用とし、マスクを着用したままの質疑応答を基本とした。

会議時間1時間程度をめどに休憩を取り、その都度、換気や消毒を実施した。

◆ 成果

議会開催の会議等を起因とした集団感染の発生はなかった。

(2) 議会災害対策会議等

◆ 背景及び課題

緊急時において正しい情報を取得し、必要な検討を行う場として「飯田市議会災害対策会議」を開催した。

感染状況が拡大する中で、他の議会では会議開催に必要な議員の参集条件を満たすことができず、会議を開催できない事案も発生していた。災害等の緊急時においても議会の権能を維持、発揮し、住民生活に必要な議案等を審議、議決する必要がある、議会の業務継続を含めた対応計画等を策定する必要があった。

緊急時において市民から寄せられた声等をもとに、状況の改善に資するため、市に対する提言、国への意見書の提出を行った。

大規模災害その他の緊急事態の発生時、議員が登庁できない場合にも、委員会を開催し、審査できるよう、法整備を行った。

◆ 取組内容

○災害対策会議

正副議長、議会運営委員長、常任委員長及び全ての会派代表者から成る「飯田市議会災害対策会議」を設置し、飯田市災害本部会議等の内容を共有するとともに、全議員への共有につなげた。

令和2年：16回、令和3年：13回、令和4年：15回開催

市民から寄せられた声については、個々の議員から執行機関に聞き取りを行うのではなく、議会として取りまとめの上、回答をもらうことで執行機関側の負担軽減を図るとともに、議員間での共有を進めた。

感染拡大に対する社会全体への不安の増大、地域経済への影響等に対し、執行機関側への提言を取りまとめ、提言を行った（1回目：令和2年4月2日付け、2回目：同年4月10日付け、3回目：令和3年1月28日付け、4回目：同年8月19日付け）。

○対応計画等

令和2年4月28日付けで「飯田市議会災害等対応指針」を一部改正するとともに、「飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画」を策定した（その後、情勢等の変化に伴い、令和2年5月19日付け、同年9月8日付け、令和3年1月18日付けで一部改正を行った）。

大規模災害などの非常事態においても、二代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が求められる。多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、これまで別々に策定されていた「飯田市議会災害等対応指針」、「飯田市議会災害時等行動マニュアル」、「飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画」及び「飯田市役所におけるBCP（議会事務局のみ）」を統合化し、新たに、必要となる事項等を追記した「飯田市議会業務継続計画」（議会BCP）を令和4年5月6日付けで策定した。

（その後、感染状況や、社会情勢の変化に伴い、令和4年6月17日付け、同年11月14日付け、令和5年5月2日付けで一部改正を行った）。個別具体的な対応等は、これらを基に飯田市議会災害対策会議にて決定した。

感染力の強い変異株の出現に伴い感染状況が深刻さを増す中、国に対し、抗原定性検査の活用を求める意見書を取りまとめ、令和3年第3回定例会において、議員発議による議会議案を議決し、国に対し意見書を送付した。

○オンライン会議への対応

大規模災害その他の緊急事態の発生時、議員が登庁できない場合にも、委員会を開催し、審査できるよう、令和4年第1回定例会において「飯田市議会委員会条例」及び「飯田市議会会議規則」の一部改正を行った。

令和4年5月6日の議会運営委員会をオンラインによる参加者を含め開催。

令和3年度、4年度は議会の地震総合防災訓練をオンラインにより開催。

◆ 成果

議会として市の状況等を適時、適切に把握するとともに全議員で共有できた。あわせて、市民から寄せられた声をもとに必要な提言を行えた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

大規模災害時には、議員が登庁できないケースが想定される。オンラインによる委員会等を継続的に行い、日ごろからオンラインによる会議に慣れておく必要がある。

現在は、オンラインによる本会議開催は、一般質問に限定されている。国により関係法律の整備がなされた後は、速やかに会議規則等の改正を行い、オンライン会議の開催を担保する必要がある。

第 13 章 地域活動

新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民同士が集い顔を合わせる機会が制限され、自治活動や公民館活動など地域活動にも影響が生じた

これにより、住民の地域の自治や帰属意識の低下、地域コミュニティに対する意識の希薄化など、地域の課題がより顕在化された。

そのような状況において、まちづくり委員会においては必要な事業は感染対策を徹底した上で、形態を変えるなどの工夫によって事業の継続に取り組み、公民館においては、コロナ禍における住民の学びと交流の機会を保障するため、感染警戒レベル等を踏まえつつ、各公民館において実施可能な事業や方法を地域住民とともに検討し工夫するなかで、可能な範囲で事業に取り組んできた。

コロナ禍において、地域活動や公民館活動を見直す機会になるとともに、地域内における住民同士の顔の見える関係性やつながっていくことの大切さ、愛着を持って住み続けられる地域づくりの重要性を改めて確認する機会となった。

また、まちづくり委員会では、安易に会議等を中止しなかったことで、委員自らが事業実施の方向性を探り、地域自治について考える機会となった地域も見られた。

1 まちづくり委員会活動への影響と対応

◆ 背景及び課題

基本的には、市が発出した感染警戒レベルに応じて設定された、市が主催する行事・イベント等の対応や市有施設の対応、感染予防対策を踏まえて、各まちづくり委員会等が、その時々の感染警戒レベルなどを考慮して事業や行事、会議の開催、中止、縮小開催等の判断を行った。

中止や縮小開催の判断が多かったため、「住民間の顔の見えるコミュニケーションの減少」、「独居高齢者の孤立」、「子どもが地域と接する機会の減少」、「地区外在住者が帰省できない」、「コロナ後の新旧役員間の引継ぎが十分できない（経験がないことによる）」などが懸念された。（その他、各まちづくり委員会等の支出が減少し、繰越額が多くなるなどの状況も見られた。）

必要な事業等は形態を変え工夫して実施するよう検討した地区も多かった一方、機運が盛り上がり住民の声等を考慮して全ての事業等を中止する地区もあった。

◆ 取組内容（各地区の事例）

※いずれも、事業等を実施・開催する場合は感染対策（検温器の導入・健康チェックシートの使用などを含む）を徹底した地区が多かった。

○会議の開催について

- ・三役会など、会議開催の決定レベルの特定
- ・会議開始前に会議終了時刻を決定しておく
- ・協議を要しない会議は通知で代える
- ・決議を必要とする案件については、書面決議とする
- ・会議の参集範囲の縮小
- ・リモート会議を検討したが、デジタルデバイスを扱えない役員が多く断念した
- ・感染対策を徹底してできる限り対面で開催
- ・リモート会議への変更
- ・文書や電子メールでの役員への連絡

○事業、行事などの実施について

- ・飲食を伴う事業等の飲食中止や弁当などの持ち帰りへの変更
- ・事業実施時間の短縮や事業内容の縮小
- ・地区を元気にする花火の実施
- ・地域行事に参加する小・中学生に対して、地域内で使用できる地域券を配布
- ・作業などの屋外で行う事業は、計画通り実施
- ・運動実践講座が中止になった場合は、代わりに家庭でできる運動方法を掲載したチラシを地区回覧
- ・調理実習は調理を行わず講座の開催やレシピの紹介、デモンストレーション、子どもの食事と栄養について講師の話とお菓子作り（持帰り）などを実施
- ・ごみゼロ運動、河川清掃などは実施単位での実施・中止の判断
- ・マスクの配布を兼ねた独居高齢者の訪問
- ・役員への独居高齢者の見守り依頼
- ・地域の事業所を応援するため、「コロナに負けるな通信」を地区内で回覧
- ・コロナ禍で帰省できない地区出身者で、これまで帰省していた方を対象に、地区内の各家庭にキャンペーン専用の運送会社の送り状を配布し（送料はまちづくり委員会負担）、地元の野菜、果物、米、農産物加工品、飯田のお菓子などを送った
- ・地域資源を活用した、コロナ収束を願うイベントの開催
- ・不特定多数の自由型参加ではなく、対象やねらいを明確にした事業・行事の実施
- ・事業の継続性を考慮し、参加者を地区内限定とした
- ・マスク寄付の申し出があったため回収ボックスを設置し、地区内で活用できる備蓄品として保管した
- ・休校期間に、地域からの児童への学習支援として図書券を配布
- ・敬老事業を、集会形式から対象者に祝賀品を届ける形式に変更

- ・地区事業の動画配信を行った。
- まちづくり委員会等の支出対応
 - ・まちづくり委員会等会費の減額や将来に備えた基金積み立ての増額
 - ・地域住民への還元及び地産地消促進のため、各世帯に地区内で大型店舗や個人商店など広く使える地域振興券の配布

◆ 成果

- 会議の開催について
 - ・安易に中止としなかったことで、委員自らが事業実施の方向性を探り、地域自治について考える機会になった。
 - ・形骸化していた会議の必要性について改めて見直すことができ、特に報告事項は割愛し、協議すべきことを軸に会議を進めることができた。
 - ・定例会等の開催方法等の見直しや書面決議は、結果、会議が効率化でき、役員の負担軽減につながった。
- 事業、行事などの実施について
 - ・できる限り行事を開催することで、コミュニティの希薄化の影響を抑えることができた。住民からも交流の場があることについて喜びの声があった。一方で、地域によっては過剰に自粛してしまう傾向も見られた。
 - ・事業等の中止、延期、実施が繰り返された状況の中で、これまで毎年実施されていた一つ一つの事業が、地域内の繋がり、顔の見える関係づくりが、非常に重要で大切なものであることが、役員側、参加側の双方で、改めて認識できた。従前どおりの事業や行事の再開ではなく、コミュニケーションを取りながら、ねらいを持った、より有効な事業の実施ができるようになってきていると考える。
 - ・既存の事業を見直す機会となった（事業の必要性・効率化・経費抑制など）。これにより、役員の負担軽減につながった。
 - ・小中学生に対する地域券配布は、事業本来の意義を添えて配布したことで、子どもたちの地域への関心をつなぐことができた。地域内の協賛店に対しても若干の支援となった
 - ・帰省困難者へ地元産品を送付したことで、ふるさと納税（20 地区応援隊）の件数増につながった。
 - ・地域資源を活用したイベントは、住民に地域の歴史を知ってもらう機会になった。
 - ・寄付行為により不要となっていたマスクが有効活用でき、喜ばれた。
 - ・図書券の配布は、学校休校やイベント中止などで交流ができない児童や家庭にとって、地域からの応援の形として喜ばれた。
- まちづくり委員会等の支出対応
 - ・地域振興券の配布は、収入が減った住民や、売り上げが激減した商店などに一定の貢献ができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

結果的に中止となっても、対策を考えながら事業の開催準備をすることで、行事・イベントを忘れないように、継続することが大切。

事業を実施しなかった場合も、まちづくり委員会、組合の負担金・徴収金等を概ね通常通りとして、減額対応は行わなかった。一旦金額を下げると上げにくくなり、行事を縮小したままにせざるを得なくなる等の危険がある。余剰金が増えたとしても、将来の活動の充実に充てたり、災害、施設建設に向けた積立等に充てるのが良いと思われる。

各事業や総会等開催の可否は、しっかりと協議をした上での判断が必要であり、協議を重ねていく過程が地域づくりに繋がっていく。そのために、日頃から、地域と行政の協働、役員間でのコミュニケーションの構築を意識した取組、行動が重要である。

会議の開催にあたり、責任の所在は何処になるのかを住民からまちづくり委員会へ問われる場面が多々あった。まちづくりを始めとする地域活動においても、国や県、市の感染対策方針に基づき、冷静に判断して取り組むことが大事である。

従来からの行事の実施が困難になり、一旦事業の縮小や中止をしてしまうと元に戻すことが難しい。その行事が実施可能となる別のやり方や、内容が変わっても目的が達成できる別

の行事ができないか検討する。失われたコミュニティを取り戻すには並大抵の努力ではできない。

地域にとって重要な取組は何らかの形での継続を検討する。

感染症により経済的な面でも影響を受ける世帯、地域の商店等への配慮について検討する。

基本的な感染対策（手洗い・うがい・マスク等）を徹底する。

不確定情報は必ず情報源を確認する（噂話レベルの情報はやたらに拡散しない）。発信する側が、公開可能な正確な情報を発信することも重要である。

実施できる可能性のあるもの（屋外での事業、会話が不要なもの、短時間なもの等）、実施が難しいと思われるもの（長時間にわたる会議、会食、感染対策が難しいイベント等）を勘案し、必要性の有無を検討する。

施設の休館などの行動制限は、国、県、市の対策本部会議から急に発せられることが多いので、利用者や参集者へ迅速に情報が伝達される手段を用意しておくことが大事である。

感染拡大などの状況は急激に変化するため、事業中止、又は継続の判断基準や最終判断の決定経路を事前に決めておく必要がある。

コロナが収束し行動制限が解除され、通常の活動に戻る際には、コロナ禍前の記録や書類を頼りに地域活動を復活させる必要があるため、行動制限前の記録は重要である。

役員の突然の感染の可能性を想定し、日頃から関係する方々の情報共有を心がけておき、一人が欠けても実施する会議や事業が進行できるようにしておく必要がある。

打撃を受けた地域の商店や住民への支援を第一に検討する。

市からの情報発出については、住民への丁寧な説明や住民の十分な理解が大切であり、地区役員をはじめ住民が、どのような考えや意見を持っているか、しっかりとコミュニケーションを取って把握していくことが重要である。

対面の会議やイベントなど、当たり前であったことができなくなることは、感染症だけでなく、大きな災害時も同様であり、住民生活への影響や不安に対して、まちづくり委員会等が果たせる役割を確認しておくことが重要である。

2 公民館活動への影響と対応

◆ 背景及び課題

飯田市の公民館は、地域住民の学習・交流の場として、住民自らが主体的で自由な学習活動やグループ活動が展開されている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の方針等に則り、公民館の休館や利用制限が行われた。こうした制限により、公民館主催の学級講座、運動会や文化祭など地区公民館や分館事業の中止、事業内容の見直しや縮小等をせざるを得ない状況となり、住民同士が直接顔をあわせ、集うことを制限されるなか、公民館活動も制限を余儀なくされた。

これにより、地域への帰属意識の低下や住民相互の人間関係の希薄化など、住民の意識や地域コミュニティに影響が生じた。

◆ 取組内容

コロナ禍においても、住民の学びと交流の機会を保障するため、新型コロナウイルス感染症との共存を前提に、感染警戒レベルや住民感情に応じて、各公民館において実施可能な方法(事業時間の短縮、取組内容の変更、基本的な感染対策・オンライン講座等)を模索し、“できること”に取り組んだ。

また、事業自体が中止となった場合でも、その検討の過程にある地域住民同士が対話する場や機会を大切に、公民館活動を展開した。

- ・コロナ禍における公民館の活動については、毎年作成する「飯田市公民館活動記録」に事業内容等を記載している。また、新型コロナの感染拡大により中止となった事業等についても、検討の経緯や今後の方向性等について記録として残している。
- ・地区公民館によっては、コロナ禍での地区公民館活動について、感染レベルに応じた感染対策や事業実施の可否に関する基準等を設け分館と共有するなど、コロナ禍における事業実施に向け地区内での連携に尽力した。
- ・公民館職員で組織する館長会及び主事会においても、定期的な情報交換を継続しつつ、専門家(当時の飯田保健所所長)から新型コロナウイルス感染症について正しい知識を習得するなどの研修を実施した。

◆ 成果

各公民館において、感染警戒レベルに応じながら公民館活動の手段や内容などを工夫することにより、可能な範囲で多くの活動が実施できた。

また、公民館事業の目的や内容を、公民館委員など住民自身が見直す機会にもなった。

コロナ禍でさまざまな活動等が制限されるなか、改めて地域の住民同士が顔を合わせ、話し合い、つながっていくことの大切さ、また愛着を持って住み続けられる地域の実現に向け、その担い手を育むためにも、これまで公民館が大切に実践してきた「地域に着目した学習交流活動」を充実させていくことの重要性を改めて確認する機会になった。

- ・コロナ禍における公民館活動の状況等について、「飯田市公民館活動記録」に記載し保存することで、今後の活動に向けた参考資料として整理した。
- ・コロナ禍においても事業を実施できた分館の活動等については、地区公民館で把握しており、今後の参考になるような事例や会議記録は各公民館で永年保存とし、今後同様の事態が発生した際は分館も含め活用できるよう対応している。
- ・これらコロナ禍における公民館活動の記録は、今後同様の事態が発生した際の貴重な資料であり有効に活用できるよう情報等を共有していく。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

公民館活動が制限された場合でも、その過程にある地域住民同士が対話・議論する場や機会を創出すること(オンライン、電話等)は地域住民との信頼関係が構築されていれば可能。

地域住民の学びと交流を止めることなく、私たちの暮らしは地域の中にあることを忘れず、地域での人と人とのつながりを保ち続ける対応をし続けてほしい。

地域でのさまざまな出来事や思いを知ることができるのは、各20地区定期的に発行されている「公民館報」である。公民館委員さんをはじめ、住民の皆さんが記した記事に思いを馳せ、その時にある社会現象を捉えながらやるべきことを検討してもらいたい。

第 14 章 イベント

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との接触や社会的な交流等が制限され、飯田市が主催するイベントも中止になるなど事業に影響が生じた。

コロナ禍におけるイベントの実施にあたっては、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針を踏まえつつ、感染症の拡大のリスクや対応をさまざまな観点から検討し、実施の可否を判断した。

また、実施の可否を行政だけで判断するのではなく、必要により専門家から助言等いただくとともに、実行委員会など関係者と情報等共有しつつ、事業の目的や内容を確認、検討しながら方向性を見出した。

イベントを実施する際は、市有施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等に基づき、イベントの内容に応じて事前の検査の実施、参加者数の抑制、換気の徹底、室内の消毒等対応など、感染症の拡大防止対策を徹底した。

1 市主催のイベント等への影響と対応

(1) いいだ人形劇フェスタ

◆ 背景及び課題

全国的、世界的に行動が制限され、毎夏に国内外から公演、観劇、交流を目的に集まることができない状況となった。

人形劇の性質上、人が密集する事業であることから、感染を拡大させないで事業を行う方法を模索し、実現に向けて実行委員会等と協議を重ねた。

◆ 取組内容

令和2年4月 フェスタ 2020 実行委員会にて協議 →中止と判断

令和3年6月から8月 フェスタ 2021 実行委員会にて協議 →縮小開催

○主な感染対策

- ・参加者の制限 (長野県警戒レベル4以下の地域からのみ)
- ・検査キット (南信州圏域外からの参加する中学生以上の方)
- ・検温、消毒等
- ・観劇者数：5,290人 公演数：112公演 劇団：55劇団
- ・スタッフ：795人

令和4年7月 フェスタ 2022 実行委員会にて協議 →急激な感染拡大に伴い中止と判断

◆ 成果

飯田市の各地区で同時に開催するイベントのため、統一した開催基準を設けたことは運営する実行委員の不安感の解消につながった。

◆ 将来へのアドバイス (未来の担当者へのひとこと)

人形劇という性質上、人が密集する事業であることから、制限の中で大切にしたい思いの中で何ができるか、どこまでできるかということを、実行委員、劇団を含めて知恵を出し合う場を設けることが大切である。

各種イベントはそれぞれ開催形態が違うことから、他イベントの良いところを参考にし、これまでの型にこだわらない姿勢も時には必要だと感じる。(例えば、絶対対面がよい→Webでできる方法を探すなど)

(2) オーケストラと友に音楽祭

◆ 背景及び課題

令和2年3月 実行委員会企画運営会議を緊急で開催し、オーケストラと友に音楽祭 2020の全日程中止を決定した。

6月 コロナ禍で、オケ友として何ができるかの検討を各部会で行った。

8月 実行委員会内に「今できることプロジェクト」を立ち上げ、入場率を50%以下とした「名フィル・アンサンブル・セレクション」開催案を作成し、実行委員会において開催することを決定した。また、基礎コースAの中止を決定した。

10月 「名フィル・アンサンブル・セレクション」を安全・安心して開催できるよう、コロナ対策に関する勉強会を開催した。

11月 「名フィル・アンサンブル・セレクション」開催。
次年度の音楽祭についてコロナ禍でどのように実施できるか検討を始めた。

12月 コロナによる事業内容の変更や中止等の判断について、企画運営会議を都度招集し判断することとした。

令和3年4月 オーケストラと友に音楽祭 2021について、期間中のコンサートを中止とし、チケット代金の払い戻しを行った。音楽クリニックについては、中学生吹奏楽コースを除き、成果発表会を無観客で行うことを決定した。

令和3年5月 音楽クリニック成果発表会を無観客で開催。

令和4年2月 オーケストラと友に音楽祭2022は、感染警戒レベル5以上で中止、レベル4で状況を見て判断することとした。コンサートの入場率を50%以下とし、南信州圏域に在住、在学、在勤者に限定することとした。

令和4年11月 市有施設の基準が変更なり入場者率100%となったことから、オーケストラと友に音楽祭2023はこれに準じて開催することを決定した。

◆ 取組内容

○主な感染対策

- ・国等の感染対策ガイドラインを参考に、オケ友用のガイドラインを作成。
- ・スタッフ、出演者は健康チェックシートを2週間分記録し提出。
- ・国等ガイドラインや市の方針等に準じた催事の実施。
- ・検温、手指消毒、マスク着用。
- ・入場時等並ぶ際には最低1mの間隔を取れるように足元にマークをつけた。
- ・トイレは一方通行とし、足元に1m間隔で並べるようマークをつけた。
- ・入退場、休憩時における大声での会話を控えるよう要請。
- ・令和2年11月8日に飯田文化会館ホールで「今できること」プロジェクトを中心に「名フィル・アンサンブル・セレクション」を開催した。
- ・令和3年4月25日そよ風☆コンサート(計画5公演の内1公演のみ実施した。
- ・令和3年5月3日(月・祝)に音楽クリニックの成果発表演奏会を、LINEを介して講師とのオンラインで開催した。
- ・令和4年4月、演奏者が密となることを避けるため、1間の張り出し舞台を設置した。
- ・音楽クリニックの中学生吹奏楽コースは、部活動の実施基準により中止とした。その他のコースは実施。
- ・令和5年3月、マスクの着用については協力をお願いした。

◆ 成果

令和2年11月8日に飯田文化会館ホールで開催した「名フィル・アンサンブル・セレクション」は販売初日に5割を販売するなど市民の反応が良かった。

最終的には619席に対して516席を販売、497人に鑑賞していただくことができ、オンライン配信や動画配信が日常的になる中で、多くの市民が生音楽を待ち焦がれていることがわかった。お客様のアンケートからも高い評価をいただくことができ、市民生活に音楽がかげがえのないものであることを強く再認識できた。

令和5年5月に開催した音楽祭の名曲コンサートは販売率100%、その他のコンサートはいずれも高い入場率であり、アンケートには久しぶりに生の演奏を聴けて感動したという意見が多かった。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

不特定多数のお客様に鑑賞していただくコンサートの開催可否判断は、基本的に県や市の方針に従い、安全安心して鑑賞できるようにする。

感染症に関する正確な情報(国や県、公文協など)を常に収集する。

実行委員と常に情報共有をはかる。

(3) 伊那谷文化芸術祭

◆ 背景及び課題

役員会での検討

令和2年6月 第34回伊那谷文化芸術祭中止を役員会で決定した。

令和3年4月 第35回伊那谷文化芸術祭について、コロナ対策を講じて実施することを役員会にて決定した。

9月 南信州圏域の感染者数が上がってきていること、出演団体が練習をでき状況であることから第35回は中止と決定した。

令和4年4月 第36回伊那谷文化芸術祭について、通常開催の方向で進めていくこととした。

令和4年4月 コロナ対策検討委員会で通常開催に向けた条件を役員会に提案した。

6月 第36回の開催に向け県の警戒レベル6で中止。レベル5までは実施。
令和5年4月 第37回伊那谷文化芸術祭について、通常開催の方向で進めていくこととした。

◆ 取組内容

令和2年7月 中止について出演団体への通知、新聞広告での告知を行った。

令和3年5月 実施可否の判断は、南信州圏域の感染レベルが5（特別警報Ⅱ）で中止。2以上になった場合とした。

5月 参加資格を過去4年間に出演経験のある団体に限定。

無観客開催で上演を収録し、飯田ケーブルテレビで映像配信する。参加申し込みのあった団体に対して丁寧な説明をすることとした。

出演者、スタッフとも2週間健康チェックシートを付け、出演日に提出してもらった。

感染症対策については、飯田文化会館のガイドラインに準拠するが、ジャンルごとに必要な対策を付加した。

9月 出演団体、報道機関、ホームページ、飯田市広報誌等にて中止の告知を行った。

令和4年6月 第36回の開催に向けて、県の警戒レベル6で中止。レベル5までは実施。基本的には飯田文化会館の施設利用制限に準拠。入場者数を定員の1/2とする。1ジャンル当たりの上演時間を2時間に制限。消毒作業のため各ジャンルの間に1時間確保した。入場券は4日間共通ではなく、各日、ジャンルごとに発売（総入れ替え）した。

令和5年4月 第37回伊那谷文化芸術祭は入場者率100%、入場券はコロナ禍以前同様に、4日間とも連続して鑑賞できるものに戻した。

◆ 成果

第36回伊那谷文化芸術祭には4日間に44団体、約1,000人が出演。4日間の鑑賞者数は約2,400人であった。

出演できなかった団体からは「練習ができなかった」「保護者から同意が得られなかった」という声が聞かれた。出演団体からは「コロナ禍でも発表の場があったことはありがたかった。特に子ども達の励みになった。稽古のやりがいがあった。」「指導者としては感染の心配があり参加を躊躇したが、保護者の強い要望があり出演を決めた。」などの声が聞かれた。

第36回伊那谷文化芸術祭には4日間に48団体、約900人が出演。鑑賞者数は約3,500人であった。出演者数は減少したが、鑑賞者数は入場者率を100%としたことから大幅に増加した。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

多彩なジャンル、幼稚園生からシルバー世代まで羽場広い年齢層の皆さんが一堂に会して、日頃の練習成果を披露する本芸術祭では、ジャンルごとに感染防止対策が必要となることから、各ジャンル部会で基本的な対策に付加する内容を検討した。

団体の日頃の練習ができない状況が続くと、団体自体の活動が停止状態になることがわかった。感染対策を講じながらできるだけ早い時期に、元どおりの活動ができるようにする必要がある。

（4）飯田やまびこマーチの開催

◆ 背景及び課題

全国的に多くの人を集めるイベント開催が中止される中、運動不足や人との交流が制限される状況があった。

市民で組織する実行委員会では、「歩くことを通して家族や友達と触れ合う時間を持ちたい。」との思いから、実現に向けて協議を行った。

事業目的を再確認するとともに、感染症対策を十分行いながら実施できる方法について意見を出し合い、本事業を実施した。

◆ 取組内容

令和2年3月 実行委員会にて協議

→第34回は飯田市内の感染状況やJML加盟大会の開催状況により、中止と判断。

令和2年12月 実行委員会 参加者を飯田下伊那在住者に限定して実施と決定

令和3年1月 各部会 開催日程、コース数、感染対策案について協議

令和3年2月 実行委員会 最終実施決定、感染症対策について協議

→第35回は、参加者を飯田下伊那在住に限定し、規模を縮小して実施

(1日開催、1コース限定、PTAコース中止、感染症対策 等)

○主な感染防止対策

- ・1日開催
 - ・参加範囲限定(飯田下伊那)
 - ・1コース限定
 - ・健康チェックシートの記入と提出
 - ・受付時間の拡大
 - ・検温、消毒等
- 計 535人 参加

令和3年10月 実行委員会 通常規模開催で準備を進めることを決定

令和3年12月 実行委員会 実施の可否や縮小について、判断基準や時期を協議
最終判断を3月末と決定

→第36回は、県外者を含む参加を募集して、感染症対策を講じた上で実施

○主な感染防止対策

- ・参加者とスタッフへの検査キット、健康チェックシートの事前送付と提出
 - ・検温、消毒
 - ・受付時間指定や主会場の動線の工夫 等
- 計 883人 参加

○大会開催の可否決定の際の基準設定

①大会開催の可否基準について

→警戒レベル等の発令に応じて、大会中止や参加者限定、受付方法、広報等を検討

- ・長野県から飯田下伊那地域に長野県感染警戒レベルが出されたとき
- ・長野県知事から緊急事態宣言やまん延防止等重点措置発令が出されたとき
- ・飯田市の基準に照らし開催が不相当となったとき、または飯田市から大会中止の要請がなされたとき
- ・その他、上記事項と同等の緊急性があると大会実行委員会が認めるとき

②決定時に参考となる判断材料・根拠について

- ・全国的な感染状況
- ・長野県内での感染者数
- ・管内での感染者の発生状況
- ・緊急事態宣言や感染警戒レベル等の発令
- ・日本ウオーキング協会の指針
- ・他のJML大会の動向
- ・飯田市内の他イベントの動向
- ・自治体の判断(飯田市、高森町) 等

◆ 成果

実行委員会が主体的に協議し、本大会の事業目的や本大会の原点となる親子で歩くことの意義を再確認できた。

他のマーチングリーグ大会が中止となる中、県外参加者からは「開催してくれてありがとう」の感謝の声をいただいた。

事前送付等により受付の簡素化等のノウハウが蓄積できた。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

実行委員の皆さんと十分協議して事業目的を確認する事や、制限された中でお互いが知恵を出し合う事が大切である。

各種イベントを開催する上では、実施の可否を含めて行政が決めることではなく、皆で共に考え、より良い方向性を見出す話し合いこそが大切であることを忘れないようにしてほしい。

大会開催の可否を決定する際には、危機管理課や他のイベントを所管する部署と情報を共有した上で、基準と判断材料、最終判断時期を整理し、実行委員会へ諮ると良い。

(5) 令和2・3年度 飯田市成人式・令和4年度 飯田市二十歳の集い

◆ 背景及び課題

対象となる二十歳は、進学などにより高校卒業後、飯田市を離れ飯田圏域外からの参加となるため、地元集うこと自体、市民の皆さんから不安の声が聞かれた。

専門家の意見を聞きながら、検査体制を整えたうえで安全で安心な式典の開催が求められた。

◆ 取組内容

○令和2年度

コロナ禍を踏まえ、飯田保健所長を講師として学習会を開き、各会場での感染対策を徹底するとともに、新型コロナウイルスの抗原定量検査費用の補助制度を設けて新成人が安心して参加できる環境を整えたが、飯田市の専門家会議の要請も踏まえ、令和3年1月10日開催(806人参加予定)から令和3年8月14、15日に延期とした。

しかし、変異株による重症化の恐れや医療ひっ迫が予想されることから、令和3年8月14、15日開催をやむなく中止(710人出席予定)とした。

全市一斉開催とはならなかったが、令和4年度までに集まれる対象者で地区ごと実施した。

○令和3年度 (令和4年1月9日実施 840人参加)

感染拡大傾向にあったが、医療機関と連携した検査体制を構築し、事前に医療機関にて陰性を確認したうえで参加してもらうこととした。

○令和4年度 (令和5年1月8日実施 773人参加)

専門家である飯田保健所長と事前相談し、参加者の式典参加前と終了後の2回分の抗原検査キットを配布し陰性を確認したうえで実施した。

◆ 成果

一生に一度の節目である機会を地域住民の皆さんと集い祝うことができた。式典前の地域を知る学習活動を行うことで、式典後、二十歳の対象者が引き続き地域活動に積極的に参加する様子が伺え、地域で祝う必要性を感じた。

◆ 将来へのアドバイス (未来の担当者へのひとこと)

人生の節目となる機会である式典を重要と捉え、安易に中止することなく専門家の意見を聞きながらできる手法を実行委員会にて充分検討することが必要である。

(6) 飯田市公民館大会

◆ 背景及び課題

公民館をはじめとする各種の活動が十分に実施できない状況にあり、さまざまな社会活動や、活動を通じた地域コミュニティの維持が懸念される。

飯田市公民館大会は、公民館関係者や市民一般を対象に、一年間を総括するとともに、公民館が担う役割を確認する機会とするため、一堂に会し話し合う場を大切にしてきた。

社会情勢が多様化する時代だからこそ、地域に何が求められ、そのために公民館に何ができるのかを考える機会は重要であるという認識が高まっていた。

◆ 取組内容

○令和2・3年度

会場を分散し、密を避ける対策やオンライン開催を検討したが、感染拡大が懸念され開催を断念せざるを得ない状況となった。

大会は中止となったが、大会で実施する予定であった内容を冊子として各公民館等に配布。各地区の専門委員会やブロック単位の研修資料として活用した。

○令和4年度 (令和5年2月19日開催 497人参加)

コロナ禍が数年続いたことにより、「集い」や「学び」、「楽しみ」「つながり」を求める機運が高まっている状況から、感染対策をしたうえで、日頃の地域活動を通じて、人と人とのつながりあうことの重要性を改めて認識し、これからの地域のあり方、地域における生き方について、今一度みんなで考え合う機会として実施した。

- ◆ 成果
各地区が悩みながらも取り組んだ活動の工夫や課題をみんなで共有することで、次年度への活動につながる大会となった。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
分散開催など何とか開催できる方法を探したが、まん延防止措置などが発令されてしまうと準備も含め大会自体が開催できなくなった。大会までに検討した過程に多くの共有できる学びの要素があることから、記録や大会冊子として次代へ継承することが重要だと考える。

（７）図書館読書推進企画（講座、イベント等）

- ◆ 背景及び課題
講座や子ども向け行事等は、密になりやすい環境であるため、集合形式での企画の実行が困難となり、本に親しむ機会づくりができないことが懸念された。
- ◆ 取組内容
イベントの目的を再確認し、目的達成にはどうしたらよいか検討した。
感染警戒レベルが高い時期は、子どもの読書活動推進事業は集合形式ではなく、スタンプラリーなど期間を設けたイベントを行い、密になる環境をつくらないようにした。
7か月児相談での絵本プレゼントは手渡しから郵送に切り替え、事業を継続した。
感染警戒レベルが落ち着いてからは、事前申し込みや人数制限等の感染防止対策を行ったうえで、事業や講座等を実施した。
接触を避けるため、会議・打合わせはオンラインを活用した。
- ◆ 成果
子どもの読書活動推進については、目的の再確認により、スタンプラリーなど繰り返し図書館利用を促す新たな取組につながり、その取組が継続化された。
オンライン併用の企画では、来場しなくても参加できることで、新たな参加者を得ることができた。
感染防止対策を実施したことで感染リスクを抑制し、利用者の安全が図られた。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
市民の読書を支えるにはさまざまな方策がある。どんな形なら実施可能か検討することが大切である。他自治体の図書館の情報が役に立ったため、情報交換するとよい。

（８）考古博物館教育普及事業（講座等）

- ◆ 背景及び課題
考古博物館では教育普及事業として、ワークショップ、遺跡等の見学会を年間計画に基づいて開催しており、これに加え、小中学校教育活動受入れ、各種団体等からの依頼による展示解説、ワークショップを実施している。
教育普及事業では、接触感染や飛沫感染のリスクを考慮し、下記の取組を実施した。
- ◆ 取組内容
事業の中止
事業実施の可否については、市の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、感染リスクの観点から検討を行い、下記の事業を中止した。
また、中止等の周知は、ホームページでの告知、参加予定者へ個別に連絡した。

実施年度	事業内容	事業を予定していた日
R2	ぎやまん工房 夏休み古代食クッキング 歴史探検隊	4月19日　6月4日 8月10日 11月8日
R3	ぎやまん工房 Enjoy 古代！ 古代食クッキング 歴史探検隊	令和4年2月20日 8月8日 11月7日

R 4	Enjoy 古代! 古代のお金づくり	7 月 31 日
	Enjoy 古代! 古代クッキング	8 月 7 日
	Enjoy 古代! 玉造工房	8 月 21 日

事業実施における感染症対策

事業実施が可能と判断した事案については、「飯田市有施設における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」等に基づく感染予防対策を施して実施した。主な対策は下記のとおりである。

○参加者数の抑制

館内事業は、接触感染や飛沫感染のリスクを下げるため、会場定員の半分に設定し実施した。また、個々の間隔を極力離して配置し、対応した。

○換気の徹底

館内事業は、30 分に 1 度窓やドアを開放して室内換気を徹底した。

○室内(館内)の消毒

事業実施前及び後は、道具、椅子、机、ドアノブ等を、消毒用アルコールを使用して消毒を行った。

◆ 成果

事業の休止及び実施にあたっての感染症対策を施した事により、事業を介した感染の拡大は見られなかった。

参加予定者への休止の連絡をした際に、事業の休止を残念がる声をいただいたが、その時々の状況(市内の感染警戒レベル等)を説明する事でご理解いただいた。

国庫補助・交付金を活用して体温計、消毒用薬剤を購入し、施設、手指等の消毒を徹底し、感染リスクを抑制した。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

同様の事態が発生した際には過去の対応記録を確認する事が大切である。

(9) 菱田春草没後 110 年特別展

◆ 背景及び課題

数度にわたる緊急事態宣言の発令により全国の美術館で展覧会中止や休館が行われ、作品を鑑賞する機会が制限される状況にあった。

春草の名品を見たいという市民の要望を踏まえ、また教育委員会から感染対策を充分に行いながら実施するよう指示もあり、さまざまな対策方法を検討しつつ本事業を実施した。

◆ 取組内容

○出品交渉・集荷返却での対応

ほぼ全ての所蔵者に対し、電話やメールを用いて交渉した。

公共交通機関での移動を避け、輸送業者のトラックで移動した。

○観覧者への対応

受付での観覧者の密状態を回避するため屋外に検温、消毒、記名、入館整理券受け渡し用のテントを設置した。入館整理券によって、15 分ごとの入館者数を 35 人に制限した。

展示室の観覧者の入り具合を確認し、団体見学と一般観覧者が一度に展示室に入らないよう、混雑が見込まれる場合は展示室への入室を待ってもらった。

学校観覧に対しては事前に希望日時を確認し、一度に複数校を受けないよう割り振った。

定期的に展示室内の椅子やドアノブの消毒を行い、マスク着用を入場時にお願いした。

○講演会での対応

講演会は定員半減・予約制で、オンラインの別室配信も行った。

◆ 成果

展覧会直前に緊急事態宣言が解除となったこともあり、11,490 人が観覧し、学校からも 22 校 1,984 人が観覧した。

名品を陳列したこともあるが、多くの方々から満足の声を頂いた。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

展覧会に向けての作品調査がほぼできない状況であったが、借用するものが春草の代表作

だったこともあり、ほとんどの作品が実見済みで、大きな問題とはならなかった。平素の展覧会観覧の重要性を痛感した。

展覧会に際しては館外にテント受付を設けて体温測定と記名をなし、整理券を配布して入場制限を行うという特殊態勢をとった。これに際して庶務係だけでなく全分野が分担して対応した。協力態勢の重要さを感じた。

(10) 美術博物館教育普及事業（講座等） 市民ギャラリー

- ◆ 背景及び課題
来館者への注意喚起
貸館の使用制限
使用のキャンセル対応
臨時休館
- ◆ 取組内容
来館者にマスク着用、間隔の確保、会話の自粛や飲食の制限など。
使用者には不要不急の使用でないかの確認。
やむを得ない事情としてのキャンセル対応及び全額返金。
臨時休館の際には、貸館できない旨の説明と謝罪。
- ◆ 成果
中止又は延期となったイベント（民間主催を含む）
R2：延期3、中止16
R3：中止11
R4：中止2
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
危機管理室から市の方針が急に示されるので、イベント開催基準や臨時休館等の対応をする。
館の管理や使用方法に伴う業界別感染防止基準については、内閣官房のホームページを定期的かつ、自ら検索するしかない。
消毒用のアルコールが品薄で手に入らなくなるが、厚生労働省指定の界面活性剤入りの洗剤で対応できる。

(10) 美術博物館教育普及事業（常設展示）

- ◆ 背景及び課題
当館の展示室には窓等がないため効率的な換気ができず、密になりやすい環境であった。
日本博物館協会が「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定（令和3年10月14日）したので、それ以後はガイドラインに則して対策を行った。
- ◆ 取組内容
感染拡大警戒レベルが5になった時は休館となった。
手などが触れる場所は、ふき取りによる消毒を行った。
展示室内での展示解説、ギャラリートークは密となるため行わず、希望がある場合は講堂で事前解説を行った。
ハンズオンの展示は撤去、もしくは「触らないで」の注意書きを付けた。
- ◆ 成果
講堂での事前解説は、パワーポイントなどを使用できるため、展示室での解説よりわかりやすい面もあった。
常設展示室は、観覧者多数で密になることはなかった。
- ◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）
休館になってしまった場合の観覧希望者へのフォロー（例えばバーチャル展示室の立ち上げ、展示室からの映像と解説の配信など）は、来館者ニーズなども踏まえながら可能な範囲で実施するとよい。

(10) 美術博物館教育普及事業（講座）

◆ 背景及び課題

プラネタリウムは窓等がなく、投影中は閉鎖空間になるため密になりやすい環境であった。当館プラネタリウムが東京オリンピック 2020 大会の映像を写すサテライト会場となっていた。

◆ 取組内容

感染拡大警戒レベルが 4 以上の場合は閉室とした。

定員を感染レベルに合わせて 30～45 人とした。

投影回数を減らし、投影と投影の間に 90 分の換気時間を設け、椅子等の消毒を行った。

投影時間を 60 分から 40 分に短縮した。

開室前に密にならないよう、間隔をあけるためのサインを設置した。

オリンピックイベントは、令和 3 年に参加者を飯田下伊那の住人に限り、事前予約制で実施した。

観望会などは中止もしくはオンライン配信、実施した場合は定員 20 人とした。

◆ 成果

オンラインなどで日食映像のリアルタイム配信などが可能になった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

プラネタリウム室の換気は難しく、安全性の見える化（二酸化炭素濃度の測定）などが必要と感じた。

(10) 美術博物館教育普及事業（市民向けイベント「ワクワクびはくで夏休み」）

◆ 背景及び課題

中止とした「美博まつり」の代替案として他にできることはないかを検討する必要が生じた。

コロナ禍の三密状態を回避しつつ参加者の満足度を得られる子ども向けのイベント実施が可能かどうか協議した。

◆ 取組内容

従来の「美博まつり」の規模を縮小し、日時・会場等を分散させ、予約制（一部は当日参加）にして開催した。名称も「ワクワクびはくで夏休み」と改称した。

令和 2～4 年度の 3 年間で 2 回実施した。令和 4 年度は感染警戒レベル 5 となり中止した。

◆ 成果

事前予約のおかげで当日の受付の負担が軽減された。

人数は少なくなったが、例年より参加者一人ひとりに丁寧に対応できたり、参加者自身もじっくりと取り組む様子が見られよかったという意見が多かった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

子ども向けの夏休み行事は今後も継続すべき。しかし、たくさん集客できれば成功、とするのではなく、参加者の満足度を高めることとスタッフの負担軽減の両立を目指したい。

(11) 歴史研究所（研究・教育）

◆ 背景及び課題

地域史研究集会や飯田アカデミア、地域史講座等といった講座類は講師を依頼し、市役所会議室や公民館講堂などで行うため、施設の収容数や講師の居住地で制限を受けることとなった。歴研ゼミも同様の問題を抱えていた。

◆ 取組内容

休所期間は、すべての事業を中止及び延期した。

講座類はできる限り会場とオンライン併用で行い、募集数を会場収容数の半数、事前申込とし、氏名・住所・電話番号を申告してもらった。

講師や発表者が圏域外の場合はオンライン参加若しくは延期とした。

オンラインのみで実施時はオンライン受講できない参加希望者に対してサテライト会場を設定した。

歴研ゼミは公民館の会議室等、収容数が多い場所で行った。

◆ 成果

オンラインを実施することにより、遠方の方など新たな層の参加者を得ることができた。

事前申し込みを行うことにより準備等が容易になった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

会場とオンライン併用で実施することは機材の設定や申込事務等煩雑なことが多いが、新たな参加者層の獲得や経費節減などメリットも多いので今後も続けて行くとよい。

第 15 章 交通

コロナ禍における人々の行動変容の中で公共交通の利用者は大幅に落ち込んだが、地域公共交通は利用者減少に連動した大幅な減便、運休といった対応は困難であり、エッセンシャル・ワークとして業務を継続していた。

地域の公共交通事業は民間の力を得て運用されており、事業者の経営環境の急激な悪化が公共交通に及ぼす影響をできるだけ避けるためにも、状況に応じた取組を適切かつ素早く行う必要があった。

こうした状況において、生活の基盤である公共交通の維持、運行継続のため、感染防止対策及び運行に要する経費の一部補助といった交通事業者への支援を実施するとともに、市民に安心して利用していただける環境の整備と PR を行った。

1 交通への影響と対応

(1) 事業者支援

◆ 取組内容

○飯田市バス・タクシー感染症拡大防止支援金

(令和2年度第6号補正、令和3年度第7号補正)

・概要

交通事業者への感染防止に関する対策費用、広報費用の支援

・対象事業者

飯田市内に営業所を有する交通事業者

公益社団法人日本バス協会、貸切バス旅行連絡会、または一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が定めるそれぞれの事業に該当する業種別ガイドラインを踏まえた感染防止の取組を実施していること。

○飯田市高速乗合バス感染症拡大防止支援金

(令和2年度第8号補正)

・概要

交通事業者への高速乗合バスの感染防止対策費用の支援

・対象事業者

飯田市及び下伊那郡の区域内に本社又は営業所を有する高速乗合バス事業を営む交通事業者

公益社団法人日本バス協会、貸切バス旅行連絡会、または一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が定めるそれぞれの事業に該当する業種別ガイドラインを踏まえた拡大防止の取組を実施していること。

○その他の支援

・高校休校に伴う運賃減収に対する運行支援補助、広域バス駒場線の通学時間帯の分散乗車のための増便に対する補助(令和2年度第6号補正)

・コロナ禍等の影響による燃料費高騰に係る差額の一部補助(令和4年度第3号補正、令和4年度第6号補正、令和5年度第2号補正)

◆ 成果

公共交通の移動は“密”であり危険という不確かなイメージが先行してしまった中で、感染症拡大を防ぐ取組を事業者間にばらつきが出ないように実施し、市民に公共交通を安心して利用してもらえる環境の整備とPRを行った。

交通事業者への状況に応じた支援を実施したことで公共交通の維持、運行継続に寄与した。

◆ 将来へのアドバイス(未来の担当者へのひとこと)

安心して利用できるかどうか、そのイメージを持ってもらうことが肝心。どこか一つでも対策レベルが低いと全体のイメージが崩れ、利用の敬遠が全体に及ぶ懸念があるため、実施基準とその遵守のチェックが大切。

公共交通網は圏域市町村で一体となっており、一つの路線でも運行できなくなると全体の交通網に影響が出てしまうため、支援は他自治体と一緒に取り組めるのが望ましい。

社会の基盤としての公共交通を維持するためには、事業者の協力が欠かせない。有事の際に必要な支援を素早く実施できるように平常時からの連絡体制、情報共有を継続することが大切。

(2) バス、乗合タクシーの運行状況

感染症拡大防止のための外出制限や自粛など、通学も含めた外出の機会そのものが減り、さらに自家用車による送迎等が密を避ける行動として選択されるなど、公共交通の利用者は大幅に落ち込んだ。

利用者数の落ち込みが顕著となった令和2年度は、コロナ前の平成30年度との利用者数の比較でバス、乗合タクシーともに3割に近い減となった。

【利用者の状況】

別表 15-01

	年度	実運行回数	利用者数	前年比	平均乗車人数
バス	R4	25,827	279,150	103.40%	10.8
	R3	25,770	269,963	99.96%	10.5
	R2	25,849	270,082	76.20%	10.4
	R1	25,686	354,394	96.10%	13.8
	H30	25,213	368,859	101.10%	14.6
乗合タクシー	R4	9,837	14,921	97.10%	1.5
	R3	9,833	15,369	101.16%	1.6
	R2	9,393	15,193	78.70%	1.6
	R1	10,216	19,317	93.00%	1.9
	H30	10,130	20,782	95.20%	2.1
合 計	R4	35,664	294,071	103.10%	
	R3	35,603	285,332	100.02%	
	R2	35,242	285,275	76.30%	
	R1	35,902	373,711	95.90%	
	H30	35,343	389,641	100.80%	

第 16 章 その他

1 市有施設の閉館等

(1) 高齢者福祉施設及び集会施設

◆ 背景及び課題

高齢者や基礎疾患を有する者は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクが高く、感染した場合は、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制のひっ迫につながる可能性があるため、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出及び異動の自粛を要請した。

◆ 取組内容

○令和 2 年度

令和 2 年 4 月 10 日から 5 月 20 日及び令和 3 年 1 月 18 日から 2 月 4 日（又は 2 月 6 日）まで臨時休館した。（山本老人福祉センター、上村ふれあいセンター、上村屋内ゲートボール場、麻績の里交流センター、鼎下山老人集会施設、上郷地域休養施設、ふれあいの郷松ぼっくり、鼎稲井農業集落高齢者交流施設、飯田市かさまつのさと、多世代交流プラザ、おまめでサロン等）ただし、飯田市かさまつのさと及びふれあいの郷松ぼっくりについては、児童クラブのみ開所した。

○令和 3 年度

令和 3 年 5 月 24 日から 6 月 7 日、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日まで及び令和 4 年 1 月 11 日から 3 月 6 日まで臨時休館した。（山本老人福祉センター、上村ふれあいセンター、上村屋内ゲートボール場、麻績の里交流センター、鼎下山老人集会施設、上郷地域休養施設、ふれあいの郷松ぼっくり、鼎稲井農業集落高齢者交流施設、飯田市かさまつのさと、多世代交流プラザ、おまめでサロン等）ただし、飯田市かさまつのさと及びふれあいの郷松ぼっくりについては、児童クラブのみ開所した。また、おまめでサロンはレベル 4 でも閉所した。

令和 4 年 3 月 7 日から条件付き開館とした。（定員の半数を上限に、2 時間までの利用可能）

○令和 4 年度

5 月 30 日から長野県感染警戒レベル 6 で原則休館となり、レベル 5～4 で感染予防対策を徹底のうえ定員の半分の利用に限り使用可し、レベル 3～1 は感染予防対策を徹底のうえ使用可能とした。

○令和 5 年度

令和 4 年度の対応を継続した。5 月 8 日からコロナ感染警戒に伴う施設の利用条件はないが、指消毒液については継続設置する。マスク着用については、各自の判断に委ねることとし、一律にマスク着用を求めない。

◆ 成果

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

急な臨時休館に対応するため、利用団体への周知対応（電話）に時間を要したが、利用者側の理解もありクレーム等は聞かれなかった。

(2) 飯田市立動物園

◆ 背景及び課題

県から発出された新型コロナウイルス特別警報に基づき、飯田市立動物園（指定管理施設）を休園とした。

休園期間：令和 2 年 4 月 10 日から令和 2 年 5 月 31 日まで

令和 3 年 1 月 18 日から令和 3 年 2 月 5 日まで

令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 12 日まで

令和 4 年 1 月 12 日から令和 4 年 5 月 23 日まで※

(※2月11日～ 開園のうえ一部遊具使用禁止)

休園期間中は、本来得られるはずの利用料における収入が全くない状況になったが、施設の維持管理は、休園中も継続して行なった。

◆ 取組内容

○令和2年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休園期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

○令和3年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休園期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

○令和4年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休園期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

◆ 成果

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、施設を休園させることでクラスターの発生を抑制して利用者の安全を図ると共に、従業員への感染対策により飼養動物の飼育体制を継続することができた。また、休園に伴う利用料収入等の減少による休業補償を行い、施設の維持管理業務に係る影響を最小限にすることができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染拡大を防止するためには、施設等の休業要請も必要であるが、屋外施設であり感染レベルによっては、感染対策（一部遊具使用禁止）を講じた上での開園も検討すること。一方で指定管理者にとっては、収入減となる中でも維持管理を継続することとなるため、休業補償などの迅速な対応が求められる。

(3) かざこし子どもの森公園

◆ 背景及び課題

県から発出された新型コロナウイルス特別警報に基づき、かざこし子どもの森公園（指定管理施設）のうち、施設を休館とした。

休館期間：令和2年4月10日から令和2年5月31日まで

令和3年1月18日から令和3年2月5日まで

令和3年8月20日から令和3年9月12日まで

令和4年1月12日から令和4年3月6日まで

(※2月11日～ 一部施設使用禁止)

休館期間中は、本来得られるはずの利用料や売上による収入が全くない状況になったが、施設の維持管理は、休館中も継続して行なった。

◆ 取組内容

○令和2年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休館期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

○令和3年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休館期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

○令和4年度

コロナ禍前の過去3年間の利用実績を基に、休館期間中の利用料金の損失額を休業補償金として指定管理者へ交付した。

◆ 成果

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、施設を休館させることでクラスターの発生を抑制し、従業員や利用者の安全を図ることができた。また、休館に伴う利用料収入等の減少による休業補償を行い、施設の維持管理業務に係る影響を最小限にすることができた。

休館中においては孤立しがちな子育て世帯に対して、非接触での取組としてオンラインでの講習会や、電話・LINEでの相談を行うなど支援を行う事ができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染拡大を防止するためには、施設等の休業要請も必要であるが、一方で指定管理者にとっては、収入減となる中でも維持管理を継続することとなるため、休業補償などの迅速な対応が求められる。また、休館により利用している子育て世帯が孤立し、不安感、負担感を感じる事が想定されるので、そうした一面も指定管理者と共有し、必要な支援を検討すること。

（４）公民館

◆ 背景及び課題

公共施設での感染拡大を抑止と社会教育活動を両立することを目的として、施設の閉館及び利用制限の実施、利用に際しての感染防止ガイドラインに沿った運営。

◆ 取組内容

県の対策方針による感染警戒レベルに沿った貸館対応。

県、市、全国公民館連合会作成のガイドラインを参考に感染予防対策を実施。

施設管理者として、清掃、消毒、換気の徹底。主催者、利用者には3密の回避、来館者に対する検温、マスク着用、手指の消毒の徹底を指示し、濃厚接触者調査のため、氏名及び連絡先の把握を実施した。

閉館による施設使用料等については全額返金対応とし、利用者のコロナ感染及び体調不良によるキャンセルについても全額返金の対象として対応した。

◆ 成果

公共施設においては、ガイドライン等による感染予防対策を実施したことにより、感染拡大防止を図りつつ、可能な範囲での社会活動を継続することができたのではないかと。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

公共施設の閉館や利用制限を実施するにあたっては、感染拡大の抑止と社会教育活動等の保証の両方の視点と、判断基準の明確化等が必要と考えます。

（５）社会体育施設及び学校開放体育施設、社会教育関連施設

◆ 背景及び課題

国や県から「医療非常事態宣言」「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」発や競技団体等が示すガイドライン・手引き等を踏まえた施設の利用制限等

◆ 取組内容

国や県の指針や方針、日本スポーツ協会のガイドライン、指定管理者の意見を踏まえ、体育施設を利用するための基準を策定し、プレスリリースを行った。

感染症予防対策や施設利用について、注意事項などを作成し、施設内やホームページ等で周知を図った。

感染予防対策のチェック項目を作成し、利用者に感染拡大や予防対策を周知した。

利用者へ電話やメールで利用制限や利用にあたっての依頼事項等を伝えた。

施設利用料について、新型コロナウイルス感染症の影響により利用がキャンセルとなった場合は使用料の返還を行った。

施設の閉鎖に伴う、指定管理施設の休業補償を行った。

◆ 成果

施設の開館（開場）基準の目安が明確となった。

開館（開場）を求める意見が多く寄せられた。

コロナウイルス感染症が拡大する中、体育施設を休業したことでクラスターの発生の抑制と、利用者や指定管理施設の従業員の安全が図られたと考えられる。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

各市有施設は設置目的や利用形態に違いがあるが、市全体で共通した方針を検討する。

学校開放体育施設は、児童・生徒を守る必要があり、社会体育施設の使用基準と隔てる必要がある。

各団体への連絡は一斉メールが事務的な負担が少ないため、利用団体のアドレスを把握に努める。（申請時や予約システム利用申請の際に記載を依頼する。）

（６）飯田文化会館

◆ 背景及び課題

飯田文化会館は大ホール、人形劇場、会議室などをもち、地域の舞台芸術の鑑賞や発表の場として機能している。

大きな催事では、不特定多数の人が１か所に集まることから、感染症への慎重な対応が求められた。

催事によっては、チケット販売を開始しているものもあり、それらの事業については主催者の事情も考慮する必要があった。

◆ 取組内容

「劇場、音楽堂等のガイドライン」（全国公立文化施設協会）に沿った対応。

「飯田市における市有施設の対応について」に沿った休館や利用者の人数制限の実施。

閉館による施設使用料等については全額返金対応とし、利用者のコロナ感染及び体調不良によるキャンセルについても全額返金の対象として対応した。

定員の半分等、人数制限をかけた場合の使用料等の減免措置を実施。

施設管理者として、清掃、消毒、換気の徹底。主催者、利用者には３密の回避、来館者に対する検温、マスク着用、手指の消毒の徹底を指示し、濃厚接触者調査のため、氏名及び連絡先の把握を実施。

◆ 成果

感染症対策により、この施設を介した感染の拡大はなかったものと思われる。

多くの人が集まることに対する室内の換気の必要性和定員管理の重要性が認識された。

ホールでは指定席制が普通になるなど、客席の管理に変化が見られた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

館の方針はあれど、主催者の責任において催しを実施する場合もあった。

催し物によっては、出演者や来客に対し簡易キットによる検査を実施していたが、費用やマンパワー、検査にかかる時間の問題から容易なことではないと認識。

（７）図書館施設

ア 中央図書館・県図書館・上郷図書館

◆ 背景及び課題

「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」等により、全国的にもほとんどの図書館が休館した。飯田市では、図書館は利用者同士が接触したり話をしたりすることが少ないことや、学校の休校、公共施設の休館等、市民が不要不急の外出を控え自宅で過ごす時間が増大したことから、自宅での読書や親子の読み聞かせなどを支援するため、中央・県・上郷図書館は、感染防止対策を取りながら開館し、図書の貸出を継続した。

◆ 取組内容

○図書館サービスの継続

図書の予約・貸出業務の継続

コピー・レファレンスサービスは、感染状況によって制限を設けながら対応

○感染防止対策

開館を継続するため、主に次のような感染防止対策を実施した。なお、感染状況により県の指針や、市・日本図書館協会のガイドラインに沿って、細かく見直しを行った。感染警戒レベルが変化するため、サービス項目ごとの対応記録を作成し、警戒レベル別の対応が迅速にできるようにした。

館内滞在時間の制限（感染警戒レベルによって時間変更）

館内の消毒、利用者が書棚で手に取った本や返却された本の消毒、手指消毒用アルコールを館内多くの箇所へ設置

閲覧用のイスの撤去または数の制限、会議室や学習室、閲覧機の閉鎖または人数や利用時間の制限

コピーサービス・レファレンスサービスは、申込書への記入や、時間がかかるものは後日引き渡し・回答

新聞閲覧場所を広い場所へ変更

滞在時間短縮のため、本の予約の推奨や貸出おすすめ本セットを用意

利用制限や感染防止対策等の館内表示及び周知・体温検知器の設置

◆ 成果

感染拡大防止を図りつつ図書の貸出を継続し、多くの時間を自宅で過ごさねばならない市民の読書環境を保障することができた。「外出を控えなければならぬ時だからこそ本が借りられてよかった。心の潤いとなった」との声も多く寄せられた。

参考：閉館措置を行わなかった中央館は極めて稀な例として、『公立図書館における新型コロナウイルス(COVID-19)感染症への対応』（図書館調査研究レポートNo.19・国立国会図書館、令和4年2月、p.168-173）に報告されている。

感染防止対策を実施したことで感染リスクを抑制し、利用者や職員の安全が図られた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

開館休館や利用制限の判断にあたっては、感染拡大防止と読書環境・情報入手の保障の両方の視点が必要となる。

一定のガイドラインが定められるまでは、警戒レベルが変化するたびに感染防止対応を検討・決定しなければならなかった。同様の事態が発生した場合は、過去の対応記録を参考にする。

対策本部会議の決定が金曜日の夕方ということが多かったため、土日の開館対応準備をしておく必要がある。

窓口職場であるため職員配置に当たっては、乳幼児を持つ職員など不安に思う職員への配慮が必要。

イ 図書館分館

◆ 背景及び課題

図書館分館については、施設が公民館や学習交流センターの中にあることから、市の公共施設の方針と同様の対応とした。

◆ 取組内容

「飯田市における市有施設の対応について」に沿った休館や利用者の人数制限等の実施。

「飯田市有施設における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づく安全対策を実施。

休館中、一部の分館では保育所を通じて、希望する本の家庭への貸出を実施。

◆ 成果

感染防止対策を実施したことで感染リスクを抑制し、利用者や職員の安全が図られた。

図書館分館の休館期間中に、本を利用者に届けるサービスを行った分館があるなど、新たな取組が行われた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

分館施設が公民館内にあることや、施設の面積が小さく過密状態が避けられないことから、中央・県・上郷図書館とは違う対応が必要となる。

（8）美術博物館（関連・付属施設）

◆ 背景及び課題

遠方からの来館者が多い。

管理業務を担うスタッフのコロナに対する不安感へのストレス。

◆ 取組内容

○遠山郷土館（直営）

臨時休館 ※美術博物館の臨時休館日に対応
令和2年4月10日から令和2年5月20日まで
令和3年1月19日から令和3年2月5日まで
令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
令和4年1月15日から令和4年2月10日まで
来館者への氏名、連絡先の記入の依頼
非接触型温度計、消毒液の設置
来館者への注意喚起
職員向けの解説会を開催

○上村まつり伝承館「天伯」・ねぎや（天空企画）

臨時休館
令和2年4月10日から令和2年6月8日まで
※指定管理者の申請により休館日を延長。
令和3年1月4日から令和3年2月28日まで
※指定管理者の申請により休館日を設定。
令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
令和4年1月11日から令和4年3月7日まで
来館対応等の感染症対策は指定管理者により実施

◆ 成果

遠山郷土館では、臨時休館中に開催した職員向けの解説会がのちに学習講演会へ発展した。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

感染症に対する警戒心が強いいため、来館者の対応を行うスタッフに対する配慮も必要。

（9）歴史研究所

◆ 背景及び課題

感染拡大警報レベルに従い、歴史研究所の閉所や閲覧室の利用制限を行った。

◆ 取組内容

警報レベルが5の時は閉所

利用者には圏域及び時間制限、事前申し込みや定員の半数（閲覧室2人以内 研修室10人以内）をお願いした。

◆ 成果

施設内においてクラスターが発生することなく、利用者からも苦情等もなかった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

用心して過ぎることはないが、歴史研究所は不特定多数が訪れる施設ではないため、予防対策を講じれば閉所までする必要性は如何であったか。

2 誹謗中傷への対応と啓発

（1）誹謗中傷対応のための専用電話の開設

◆ 背景及び課題

国内での感染症発生当初は、詳細は不明なことが多かったため、市内でも間違った情報の拡散による、誹謗中傷の発生が心配されていた。

新型コロナウイルス感染症専門家会議委員からの意見も参考に、専用の電話相談窓口を設置した。

◆ 取組内容

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や差別などの被害を受けた方を支援するための相談窓口を、令和2年12月9日に、男女共同参画課内に開設し、専用の電話番号を設置した。併せて、国や県の誹謗中傷等に関する相談窓口を、市ウェブサイトに掲載した。

受付：平日 午前8時30分～午後5時15分（土日対応した時期もあり）

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の5類移行することに合わせ、5月7日をもって、窓口終了。以降は、従来から共生・協働推進課で対応している人権相談に包摂し、飯田人権擁護委員協議会開設の人権相談窓口等と連携を図りながら対応することとした。

◆ 成果

相談件数 35件

お話を聞くことで、気持ちが落ち着かれるということも多かった。

新型コロナウイルスに関するさまざまな相談を、各相談窓口へ適切に案内し、関係課、関係機関と連携して対応した。

簡易検査キット配布事業や新しい生活様式定着支援補助金等を紹介した。

相談内容を危機管理室、保健課、秘書広報課（市長）へ情報共有した。可能な範囲で市長メッセージへも反映した。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

全体として相談件数は多くなく、必ずしも専用番号を設置する必要はないと考えられる。（既存の相談窓口を周知し対応することでもよいかと考える。）

コロナ感染者が増えると、相談も増え、感染が収まると相談も減るという相関関係があった。そのため、相談件数が増えてもいたずらに慌てなくてもよい。

（2）誹謗中傷防止のためのシトラスリボン運動

◆ 背景及び課題

市内での感染症発生当初は、関心度が非常に高いが、一方、詳細は不明なことが多く、市内でも間違った情報の拡散による、誹謗中傷が発生していた。

「シトラスリボンプロジェクト」は愛媛県から始まった市民運動で、新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者など、誰もが地域で、笑顔で暮らせる社会を目指したもの。

長野県もこの活動に賛同し、令和2年9月4日「『シトラスリボンプロジェクト』への賛同及び協力について」の依頼が正式に届いた。

飯田人権擁護委員会中部部会（飯田人権擁護委員会の飯田市内が対象となる部会）から、会としてシトラスリボンプロジェクトに賛同し、取り組みたいとの申し出があった。市としてもこれを市民の運動として広めるため、水引で作るリボンの材料代、講師料等を市で負担することとした。水引手配は、飯田水引共同組合を通じて依頼することとした。

◆ 取組内容

飯田人権擁護委員協議会中部部会と協働した、公民館、小中学校等でのシトラスリボン作りの指導。

市職員の各自制作、配布による着用。

市民イベント等での配布。

◆ 成果

講座等開催 37回 延べ参加者 約1,000人 職員等への配布1,800個

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

市民への意識啓発として一定の効果があった一方、講座開催や材料調達の調整・支払等の事務負担は大きかった。また、伝統工芸の水引を使用することや、制作する時間や過程そのものに意味がある一方、パンデミック時の行政職員の事務負担を考えると、簡易な方法を検討されたい。

市民や民間での取組があれば、その支援という形での対応がより効果的であり、負担削減にもなる。

3 災害時における感染症対応

(1) 感染症対応資機材の整備

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症がまん延し始めた時点で、当市ではサージカルマスク約 40 万枚以上を備蓄しており、新型インフルエンザのまん延に備えて資機材の備蓄が進んでいた。一方、長野県内ではサージカルマスクや手指消毒液等の公的備蓄を行っている自治体は少なく、医療機関や福祉施設等でも入手しにくい状況が続いた。

◆ 取組内容

全国的に陽性者が確認され始めた令和 2 年 3 月、県からの要請を受けて地域医療を守る必要があったため市が備蓄しているサージカルマスク 10 万枚を県へ貸与した。

また、感染症対策として必要となるサージカルマスク、N95 マスク、手指消毒液、防護服等の資機材の購入を進めた。感染症がまん延し始めた頃は品薄状態となり調達が思うようにできない時期が続いたが、国内での増産体制や輸入による確保が進み、令和 2 年度の後半からマスクなどの確保ができるようになった。また、調達する財源として新型コロナウイルス地方創生交付金を活用した。



【県へ提供した 10 万枚のマスク】

◆ 成果

マスクが入手しづらい中、医療機関や社会福祉施設等へ優先的にマスク等を配布することができ地域医療従事者や福祉関係者及びその利用者を守ることができた。また、公的サービスを安心して継続することができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

平成 21 年に発生した新型インフルエンザや東日本大震災を教訓として備蓄品の種類と数量を充実させていたことは安心や公的サービスの継続につながったので、ぜひこの備蓄状況を最低限としてさらに充実させて継続してほしい。感染症が発生してから資機材の調達は事実上不可能。また、緊急調達する際に業者選定審査委員会を開催する必要もあったので、調達しやすいルールづくりをしておくことも必要である。

マスク備蓄状況			
令和2年9月30日現在			
倉庫	枚数	規格等	
本庁倉庫 (執務室を除く。)	20,000	3層不織布男性用 175mm×90mm	・2019/1/23 教育委員会へ12箱譲渡 ・2020/2 室へ1箱配置 ・2020/2/28 消防へ2箱譲渡 ・2020/3/5 信南交通へ1箱 ・2020/3/6 県へ25箱貸出 ・2020/3/30 歯科医師会へ5箱貸出 ・2020/3/30 信南交通へ1箱貸出 ・2020/4/6 介護施設(長寿支援課)へ6.4箱 ・2020/4/14 薬剤師会へ2箱貸出
	2000×10箱		
	4,000		・2020/5 信南交通から2箱返却
	60,000	3層不織布女性用 145mm×90mm	・2017/12/18 教育委員会へ30箱譲渡 ・2019/1/23 教育委員会へ18箱譲渡 ・2020/3/6 県へ25箱貸出 ・2020/3/25 医師会へ5箱貸出 ・2020/3/25 歯科医師会へ5箱貸出 ・2020/4/6 介護施設(長寿支援課)へ0.25箱 ・2020/4/14 薬剤師会へ3箱貸出
	2000×30箱		
	20,000 500×40箱	ディステックマスクS、ホワイト	
	10,000 2000×5箱	Ear-Loop フェイスマスク (2箱は棚19番配置)	・2020/3/11 市立津病院5箱貸出 ・2020/3/25 医師会32箱貸出
	4,000 2000×2箱	MK-1W (棚19番配置)	
	1,850 1箱	県からBYDフェイスマスク 17.5×9.5cm	・2020/4/24 受領8900枚 ・2020/5/8 障害福祉係5000枚譲渡 ・2020/5/14 長寿支援課2000枚譲渡
	29,800 2500×12箱	中国大晟のフェイスマスク 17.5×9.5cm	・2020/4/20 受領
	5,000 2500×2箱	キング堂からアーテックのマスク 17.5×9.5cm	・2020/4/27 受領30000枚 ・随時執務室へ(6/30 1箱執務室へ)
	105,000 1500×70箱	市川甚商事堂からマスク 17.0×9.5cm	・2020/5/15 受領(1500枚×71箱) ・2020/5/19 教育委員会へ1箱譲渡
	5,000 1500×3.3箱	北原土木からマスク	・2020/5/18 受領(寄贈)
	50,000 2000×25箱	長野県からマスク(返却分)	・2020/6/8 受領
	50,000 2000×25箱	長野県から子供用マスク(返却分)	・2020/9 受領
小計	364,650		
駅西倉庫	5,760	防塵マスク使捨て式 GIKO1200 N95	
	600	M3 N95	・1箱は本庁倉庫に有 ・市立病院へ5箱貸出
学校倉庫	56,000	3層不織布男性用 175mm×90mm	
	56,000	3層不織布女性用 145mm×90mm	
総数	483,010		

(2) 感染症に対応した避難所運営

◆ 背景及び課題

令和2年3月27日に飯田保健所管内で初の陽性者が、4月9日に5人目の陽性者が確認されて以降7月下旬まで新たな陽性者は確認されなかった。全国的には4月に第1波といわれる感染拡大が発生した。こうしたなか出水期を迎え、感染症のまん延と避難所の運営をどのように行うか早急に対応を検討する必要に迫られた。

◆ 取組内容

当市では避難所開設・運営マニュアルがあったが、感染症に特化したものを令和2年7月4日に策定、翌5日に感染症まん延防止に対応した避難所開設・運営訓練を浜井場小学校体育館で午前・午後に分け開催し、自主防災組織の役員や自治振興センター職員が参加した。

ここでは、感染症のまん延を防ぐための資機材が不足することを想定し、地元の竹を活用したパーテーションの組み立て方をイラストにして配布したり、段ボール製のパーテーションやベッドの組み立て、受付の方法などを訓練した。

また、感染症に配慮した避難行動を促すために、「新しい避難様式」と題したポスター・チラシを作成し、市内の公共施設やスーパーコンビニ等へ掲示してもらった。

◆ 成果

令和2年7月は約1か月間に亘って降雨が続き、長期間の避難所開設が必要となる災害が発生した。この訓練を実施していたことも奏功し、感染症のまん延に配慮した避難所運営が地域の主体的な運営によって行われた。また、災害によって感染症がまん延する事態もなかった。

新たな避難様式等の啓発に用いたポスターは市内のみならず県外からもわかりやすいと好評であった。また、コロナ禍の間、公共施設やコンビニなどの多くの場所で掲示され多くの市民の目に触れることとなり周知効果がかなりあった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

マニュアル作成、資機材調達不能時の対応案の検討、訓練の企画等を短期間で作り上げることはとても大変だったが、訓練直後に実災害も発生したことから、訓練をやっておいてよかったと実感した。

また、マニュアルを創り上げるためには専門的かつ最新の情報収集が必要である。幅広い人脈づくりと協力し合える関係づくりを平時から行っておくといざというときに役立つ。



【感染症まん延防止に対応した避難所開設訓練】

4 選挙、火葬場・斎場、廃棄物処理

(1) 選挙における対応

◆ 背景及び課題

令和2年2月26日から4月8日の間の総務省通知（「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第1報～第6報）」）で、投票所等における感染症対策（マスク着用、アルコール消毒、換気、選挙人間の距離の確保等）や、期日前投票の積極的な利用の呼びかけ等の留意事項が示された。また、選挙は政府が中止や延期を要請しているスポーツ、文化イベント等には該当しないこと、緊急事態宣言がなされた場合においても選挙は公職選挙法第33条等の規定に基づき執行するものであること等の見解が示された。

令和2年7月の選挙管理委員会定例会において、「飯田市長選挙に向けた選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応方針」を検討。総務省通知に則り、新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、地域の実情に応じた、選挙人の投票機会の確保及び投票所における安全・安心の確保に配慮した管理執行に努めることを基本方針とし、投票所及び開票所の運営において選挙管理委員会が行う具体的な感染症対策と、有権者・参観人をお願いする具体的な感染症対策を定めた。

◆ 取組内容

○飯田市長選挙（令和2年10月）における取組

① 選挙委管理委員会が行う感染症対策

ア 投票所の運営に係るもの

- ・事務従事者の検温。発熱や体調不良がある場合は自宅療養とする。
- ・事務従事者のマスク着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施。
- ・受付、名簿対照係にアクリル板の設置。
- ・投票用紙交付係はフェイスシールド、ビニール手袋を着用。
- ・手指用アルコール消毒液の配置。
- ・定期的な換気。（1時間に2回程度）
- ・記載台を増設し、記載場所を一つ置きとする。また、定期的に消毒する。
- ・筆記具は使用するごとに消毒。
- ・持参した筆記具を使用可能とする。
- ・選挙人が滞留しないようレイアウトの工夫。受付時に間隔を開けて待機させる。
- ・過去の選挙における混雑状況やその見込みに関する情報を提供し分散を促す。
- ・期日前投票の積極的な利用の呼びかけ。
- ・期日前投票所の増設（上郷公民館）と投票時間の延長（竜丘、伊賀良）。
- ・入場整理や記載台の消毒等のため、選挙人名簿の登録者が2,000人を超える投票所については事務従事者を1人増員。

イ 開票所の運営に係る感染症対策

- ・事務従事者の検温。発熱や体調不良がある場合は自宅療養とする。
- ・マスク、フェイスシールド着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施。
- ・手指用アルコール消毒液等の設置。
- ・定期的な換気。（一時間に2回程度）
- ・作業台を増設し、作業中の事務従事者間の距離の確保を図る。
- ・作業中にむやみに目や鼻、口などに触れないよう事務従事者に周知。

② 有権者・参観人をお願いする感染症対策

- ・マスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い・うがい等への協力を依頼。
- ・投票所において、周囲の方との一定の距離を保つように協力を依頼。
- ・持参した筆記用具でも投票できることの周知。
- ・投票所の混雑が予想される時間をさけるよう依頼。
- ・期日前投票の積極的な利用の呼び掛け。
- ・参観人には極力密にならないように呼び掛ける。

③ 感染防止対策の周知

- ・各戸配布する選挙のお知らせチラシに、投票所で行う感染症対策の概要、有権者をお願いする感染予防策、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が、期日前投票ができる理由になる旨などを掲載。
- ・選挙のお知らせチラシの他に、新型コロナウイルス感染症への対応を周知するチラシを作成し各戸配布。投票所で行う感染症対策、有権者をお願いする感染予防策、期日前投票の利用のお願い、投票所の混雑状況など掲載。
- ・市のホームページに新型コロナウイルス感染症への対応策を掲載。
- ・入場券に、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が、期日前投票ができる理由になることと、投票所ではマスクの着用をお願いする旨を記載。

○飯田市長選挙以降

- ・令和3年4月の参議院長野県選出議員補欠選挙に向けて、長野県選挙管理委員会から「参議院長野県選出議員補欠選挙における新型コロナウイルス感染症対策指針」が示された。具体的な感染症対策は概ね飯田市長選挙時と同様だが、感染者等への対応や、投票所で発熱者や体調不良者が出た際の対応が示された。
- ・令和3年、特例郵便等投票制度が新設されたが、飯田市では利用者はなかった。
- ・令和4年7月の参議院議員通常選挙、8月の長野県知事選挙の際は、飯田市内においても感染者が増加していたため、投票事務等の従事予定者が感染者等になった場合に備え、選挙事務の割り当てのない職員が交代できるよう待機してもらう体制を整えた。

<選挙執行一覧>

選挙執行日	選挙名	投開票実施	備考
R2. 10. 18	飯田市長選挙	実施	
R3. 1. 31	松川入財産区議会議員一般選挙	無投票	
R3. 4. 25	飯田市議会議員一般選挙 参議院長野県選出議員補欠選挙	実施	
R3. 7. 4	三穂地区財産区議会議員一般選挙 座光寺地区財産区議会議員一般選挙 下久堅地区財産区議会議員一般選挙	無投票	
R3. 7. 25	竜丘地区財産区議会議員一般選挙 山本地区持参区議会議員一般選挙	無投票	
R3. 8. 29	野底山財産区議会議員一般選挙	無投票	
R3. 10. 31	衆議院議員総選挙	実施	
R4. 7. 10	参議院議員通常選挙	実施	
R4. 8. 7	長野県知事選挙	実施	
R5. 4. 9	長野県議会議員一般選挙	実施	

◆ 成果

期日前投票所の積極的な呼びかけにより、投票者数に占める期日前投票者数の割合が増加し、当日投票所への集中を分散することができた。また、期日前投票所数を1か所増やしたことにより、平日については、本庁へ集中する投票者数を減少できた。

令和4年8月の県知事選挙においては、選挙期日直前に多くの職員が感染者、濃厚接触者となったが、すぐに待機職員に交代してもらうことができて、大きな混乱にはならなかった。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

消毒液やマスク、ビニール手袋などの感染予防用の消耗品は、手に入りにくくなることもあるので早めに手配する。また、事務従事者の交代や汗などで使用できなくなることに備え、各投票所へは余裕のある数を配置する。

投票所に来る選挙人の理解と協力が必要なので、広報やチラシ、プレスリリース、ウェブサイトへの掲載等、事前の周知と、掲示物など当日現場での周知を徹底する。

(2) 火葬場・斎場

◆ 背景及び課題

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の尊厳に配慮するとともに、会葬者、葬祭事業者、火葬業務従事者等が不安を感じることなくお別れ又は火葬を行えるよう、遺体に係る取扱いについて必要な事項を定める必要があった。

◆ 取組内容

国が策定したガイドラインに基づき、死亡した場所（病院等）からの搬送及び火葬場での取扱い等について手順を定め、葬祭事業者及び火葬業務従事者へ通知した。

火葬場においては、通常の火葬時間帯とは別に、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のための火葬時間帯を設けた。

火葬場の通常時間帯においても、感染対策のため来場者数を制限し、待合における飲食を禁止とした。

◆ 成果

ガイドラインに基づく手順を示したことで亡くなった方の遺族や葬祭事業者の不安を拭うことができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

新型コロナウイルスの状況が変わる中でガイドラインも改訂され、それに伴う手順も見直したが、改定直前の時期には、遺族にとっては過度な対策と受け止められることもあり、状況変化への迅速な対応が求められる。

(3) 廃棄物処理

◆ 背景及び課題

廃棄物処理は、市民生活を維持するための必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても業務を継続することが求められてきた。

◆ 取組内容

環境省が作成したマニュアル等を収集業務委託業者へ配布し、感染症対策を促した。

家庭でのごみの出し方について、ごみに直接触れない、ごみ袋はしっかりしばって封をする、ごみを捨てた後の手洗い等と呼びかけた。また、集積所に残されたごみの開封確認と再分別は行わないよう呼びかけた。

◆ 成果

上記の取組と収集業務委託先事業者の自主的な努力により、収集や処理を停止させることなく実施することができた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

廃棄物処理が不可欠な社会インフラであることから、マスクや消毒用アルコールなどの消耗品等が不足する場合は、収集業務委託先事業者に向けて優先的に確保する必要がある。その他に、感染症対策に留意したごみの出し方について市民に対して呼びかけるなど、社会全体で廃棄物処理が円滑に行われるよう協力を求めることが重要である。

5 上下水道事業への影響と対応

(1) 浄水施設

◆ 背景及び課題

水道水は市民生活に欠かすことのできない重要なインフラであるため、運転管理（水道水の供給）について継続的な対応ができるように対策をしておく必要があった。

◆ 取組内容

○運転管理業務受託業者で新型コロナウイルスがまん延した場合の対応について
令和3年4月7日～10日、新型コロナ感染がまん延し運転受託業者で運転が不能となった場合に備え、水道課浄水施設係2人が妙琴浄水場中央監視システム運用研修実施。

○運転管理業務委託受託業者のBCP対応について

令和4年1月17日付け文書にて新型コロナウイルス感染レベルごとの対応について取り決めを確認した。文書：新型コロナウイルスの当社（受託事業者）BCP対応について（個々の感染防止・組織としての報告義務・来場者の訪問制限・組織としての対策・その他）

◆ 成果

滞りなく運転管理を実施できた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

複数の総括責任者（受託水道技術管理者）の育成（飯田市の施設把握や各施設の状況を把握し、異常発生時に指示ができる者）を行い、責任者が感染等で統括・指示ができなくなっても代理者で業務が実施できる体制を普段から整えておく。

運転管理が滞ることがないように、罹患者発生時の早めの対応、普段からの運転管理業者との連携に努める。

(2) 下水処理施設

◆ 背景及び課題

運転管理委託業者内で感染症が発生した場合でも、処理場施設の運転が止まらないようにする必要があった。

◆ 取組内容

運転管理委託業者との月例会議において、感染状況また対策について情報共有を行った。

令和2年12月8日会議 資料 [長野県]内陽性者発生状況 感染リスクが高まる「5つの場面」

令和3年3月9日会議 資料 [飯田市]地域活動、会食、イベント等のチェックリスト

運転管理委託業者における罹患者発生時の対応

令和4年12月8日 運転管理委託業者との会議を設け、現状の罹患者のフォローについて、飯田市施設の運転管理の外部補充者対応について、同様な状況の発生時の今後の対応についてなどの協議を行い、「リスク分散のため、作業指示者が罹患した場合、翌日以降1週間の保守点検作業の内容を発注者・受託者ともに共有し、日ごとの作業リーダーを明確にすること」のような取り決めを行った。

◆ 成果

滞りなく運転管理が実施できた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

作業指示者が罹患したときには、速やかに作業リーダーを立てられる体制づくり。

運転管理が滞ることのないよう、罹患者発生時の早めの対応、普段からの運転管理業者との連携に努める。リスク対応を遵守し、罹患を最小限に留める努力を怠らない。

(3) 量水器検満取替

◆ 背景及び課題

水道メータは計量法で有効期間が8年と定められており、上下水道局では期間が満了する1年前から取替を行っている。

メータの取替には飯田市が指定する指定給水装置工事事業者が使用者と交換の日程を調整し、敷地内で作業を行うことになるが、新型コロナウイルス感染症がまん延していると、業者との接触を好ましく思わない使用者もあり作業が進まない。

◆ 取組内容

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染警戒レベルに応じた対策の要請を取替業者に依頼した。検満メータ取替に関しては7か月間の履行期間があるため、お客様が新型コロナウイルス感染症を理由に取替を拒否された場合には無理に取替を行わず、期間内で柔軟に取替いただくよう工事業者へ対応を依頼した。また、以下の対応も文書で依頼した。

- ・屋内及び人との会話時はマスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- ・マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保する。
- ・屋内や車内は十分に換気する（屋内では最低30分以上、車内では数分間程度窓を全開）
- ・適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒を行う

◆ 成果

感染拡大を防ぎながら、水道メータの有効期間内に取替を実施できた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

- ・検満メータの取替業務は余裕を持った履行期間で業者へ発注する。
- ・適切な段階（感染症レベル・市民の反応）で業者への指導対策を示す。

（４）水道料金お客様センター

◆ 背景及び課題

委託事業者から感染者が出た場合にあっても、上下水道は重要なライフラインであり、水道料金お客様センターは業務の継続が必要であるため、対策を講じた。

◆ 取組内容

- ・業務継続計画（BCP）を立てるよう依頼した。
- ・窓口及び執務室内における感染予防対策を、市役所と同様に実施するよう依頼した。
- ・分散業務を実施するための場所、環境を提供した。
- ・業務継続の状況を確認するため、感染症に関する休暇取得者等の報告を求めた。

◆ 成果

水道料金お客様センターの業務を継続できた。

◆ 将来へのアドバイス（未来の担当者へのひとこと）

市役所における感染予防対策等の情報を提供し、業務が継続できるように対策することが必要である。